

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1029	10292010	国土交通省	阿武隈川の源流の郷として西郷村をアピールしていくために、自然環境を守りながら、きれいな水を活かした地域づくりをおこなっていくために、下水道や浄化槽の整備を促進して水の浄化に努める。				(提案に対する回答については、環境省より提出)		福島県	西郷村	阿武隈川源流の郷 水質保全構想	国土交通省 環境省 農林水産省	1210090
1056	10562020	国土交通省	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として指定する。 観光船専用バースを有する重要港湾、を満たし、クルーズ観光の振興に関する構想を有する自治体の当該港湾 上記「クルーズ観光指定港湾」における港湾補助事業においては、観光客受け入れ施設等観光関連施設と一体的に整備可能な補助制度に改革する。	港湾法	国は予算の範囲内で、一般公衆の用に供する目的で港湾管理者のする港湾工事の費用に対し補助することができる。	B-1	予算編成過程において、観光関連施設と一体となって機能を発揮する港湾補助事業をパッケージ化した計画策定を支援し、同計画に基づき円滑な事業実施を図る方向で検討する。		鹿児島県	名瀬市、 社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	国土交通省	1210500
1058	10581010	国土交通省	既存民間賃貸住宅を公営住宅として借上げる場合、公営住宅等整備基準における「国土交通大臣が定める措置」で示される基準を現行の等級3及び2から等級1に緩和する。	・公営住宅法第5条 ・公営住宅等整備基準(H10.4.21建設省令第8号)第8条第2項から第5項まで、第9条第4項、第10条及び第11条 ・公営住宅等整備基準第8条第2項から第5項まで、第9条第4項、第10条及び第11条の規定に基づく国土交通大臣が定める措置(H14.5.2国土交通省告示第352号)	住宅、住戸内各部及び共用部分のそれぞれについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)として定められている等級を満たすこととなる措置が講じられていなければならない。	B-1	市町村が主体となって地域の実情に応じた住宅政策の展開を図るため、公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の一体的運用や居住環境整備に対する総合的な助成制度(住まいの安心確保助成事業(仮称))の創設を要求しており、ご提案の内容を踏まえ、この中で対応を検討。		神奈川県	神奈川県小田原市	公営住宅借上特区構想	国土交通省	1210660

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1071	10712010	国土交通省	地域のアイデンティティである伝統的街並み景観(家並み様式)を再生・維持するため、限定したエリア内の住民合意(協定)に基づき、エリア内で発生する公共または民間発注の建築、土木、造園、佐官等の建設関連業務のうち当該アイデンティティの表出に不可欠と判断される工種については、当該エリアの伝統様式に熟達した市町村指定職人(技術者またはその集団、以下職人と表記)のみが受注できるように制限する。なお、職人には法人格の有無を問わない。また、伝統的景観維持のためにかかる高額なコスト負担を地域住民に強いることを緩和するため、職人の活動に対して国が一定の補助を行い、職人は建設費の引き下げに努める。	なし	住宅産業構造改革等推進事業により、大工技能者の育成を通じて、伝統構法を活かした木造住宅生産体制を整備するほか、地方公共団体を通じて担い手育成を支援しているところ。	D	住宅産業構造改革等推進事業により、大工技能者の育成を通じて、伝統構法を活かした木造住宅生産体制を整備するほか、地方公共団体を通じて担い手育成を支援しているところ。		山梨県	富士河口湖町	西湖いやしの里原風景創出構想	国土交通省 公正取引委員会 厚生労働省	1210100
1083	10832010	国土交通省	福祉施策と連携したまちづくり及び身近な公園整備の推進 ・街角ふれあい公園の整備促進 ・緑豊かな余暇空間の確保	都市公園事業採択基準 緑化重点地区整備事業制度要綱	都市公園事業採択基準では、原則面積2ha以上の公園を採択することとしているが、緑化重点地区整備事業制度要綱において、市町村が策定する緑の基本計画等に基づき地区全体の緑豊かな環境の形成や防災性の強化を総合的に推進するため、1箇所の面積が500㎡以上の公園緑地を5箇所以上整備する場合に地区単位で一括採択する制度がある。	D	緑の基本計画に定められる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のうち、緑化の目標、年次計画等を定めた緑化の実施に関する計画に基づき、1箇所の面積が500㎡以上の公園緑地を5箇所以上整備する場合に地区単位で一括採択する制度があり、現制度で対応可能		山梨県	竜王町	全町公園化構想「ガーデンシティー・竜王～身近な公園整備によるいきいきふれあいまちづくりの推進」	国土交通省	1210110
1098	10982010	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> これまで「緑の基本計画」をベースに緑地の計画的保全、都市公園整備等を進めてきており、引き続きこれら施策の推進をするものの、緑を基調とした都市づくりを総合的に展開し、緑のネットワークを形成するためには、公共施設の緑化や民有地の緑化の推進が必要である。 また、緑は適正な維持管理を行なうことにより、その効果が発揮されるものであることから、市民と行政の協働による管理も必要である。 このためには、緑の保全はもとより、公共施設の計画的な緑化と民有地の緑化等(民有地内の緑化と敷地内の樹林地等の保全、屋上等の人工地盤の緑化)に対する支援を含めた総合的な緑の確保に対する支援措置を提案したい。 この措置により、市の裁量による効率的な緑の確保の推進が可能となり、また、市民の緑や環境、街づくりに対する意識がさらに高まり、都市環境及び都市景観の向上が期待され、首都圏のオアシスとしての機能の向上も期待される。 鎌倉市の緑は、古都を代表する国レベル、首都圏レベル、さらには市レベルのものまでであることから、鎌倉市の都市づくりの根幹となる緑の保全・創造については、市だけで対応するのではなく、国県との連携のもとに行なうことが基本であり、引き続き国県の支援措置が必要である。 	緑地環境整備総合支援事業制度要綱	三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、「緑の基本計画」に位置付けられた水と緑のネットワーク計画に基づき、都市公園の整備、緑地保全事業に加え、民有緑地の公開に必要な施設整備を補助対象とし、これらを総合的に支援する統合補助制度	A	緑地環境整備総合支援事業については以下を要求 1) 都市公園の整備や緑地保全事業等と一体となって、水と緑のネットワーク形成や良好な景観形成に資する公共公益施設における緑化を対象事業に追加 2) 水と緑のネットワークや良好な景観形成に資する緑化地域等における民有地の緑化事業のうち、特に防災機能の向上に資するものを対象事業に追加		神奈川県	鎌倉市	緑に包まれた古都鎌倉の実現」	国土交通省	1210120

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1126	11262010	国土交通省	『民間都市開発推進機構』の土地取得業務の中で、「取得できる土地の要件」に[三大都市圏内での区画整理事業による保留地]を対象となるよう現行要件を柔軟化する。 10年以内の当該保留地の譲渡先が明確になることが条件となる。また、譲渡は一括とは限らずに分割譲渡も可能とする。 現行制度の一部自由化を図ることにより、フレキシブルな活用が期待できる。	民間都市開発の推進に関する特別措置法 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則	民間都市開発推進機構の土地取得譲渡業務で取得できる土地として、「三大都市圏内での区画整理事業による保留地」も現行制度上可能である。 また、取得土地の分割譲渡も制度上可能である。 「10年以内の当該保留地の譲渡先が明確になること」については、現行制度上「民間都市開発事業の用に供される見込みがある」(民都法附則第14条第2項第1号)土地であることが必要であり、事業実施の見込みを確認するため、事業構想や事業予定者について民都機構内に設置されている経営審査会(民都法施行規則附則第4項第1号)において十分な審査をした上で取得することとしている。	D	民間都市開発推進機構の土地取得譲渡業務で取得できる土地として、「三大都市圏内での区画整理事業による保留地」も現行制度上可能である。 また、取得土地の分割譲渡も制度上可能である。 「10年以内の当該保留地の譲渡先が明確になること」については、現行制度上「民間都市開発事業の用に供される見込みがある」(民都法附則第14条第2項第1号)土地であることが必要であり、事業実施の見込みを確認するため、事業構想や事業予定者について民都機構内に設置されている経営審査会(民都法施行規則附則第4項第1号)において十分な審査をした上で取得することとしている。		東京都	東急不動産(株)	区画整理事業に伴う保留地の権利保全制度の改善」及び「民間都市開発推進機構による保留地取得」	国土交通省	1210130
1144	11442010	国土交通省	公営住宅整備事業は平成12年度より、地方公共団体による主体的な事業実施が行えるよう、実施計画策定(配分)方法の見直し、交付決定後の変更範囲の拡大を図る制度の見直しを行い、地域のニーズに的確に対応した良質な公共賃貸住宅の供給促進を目的に「公営住宅等建設費統合補助制度」が制定されている。 また、本年度より全国の都市再生のため地方の自主性・裁量性のきわめて高い「まちづくり交付金制度」が創設されるなど地域の歴史・文化・自然環境と特性を生かした個性あるまちづくりが可能となった。 公営住宅整備事業実施において地方公共団体は、厳しい財政状況に伴いコスト縮減が求められ、イニシャルコストのみならずランニングコストの縮減に向けても鋭意努力を続けている状況である。 しかし、国庫補助金に関しては地方公共団体が設計上の工夫や多様な工事発注方式の採用など独自の努力をし、国が定める標準の主体付帯工事費以内で事業を完了しても実際に必要とした費用を上限に国庫補助対象としているため、地方公共団体には努力に対するメリットが何も無いのが現状である。 そこで、住宅局所管事業における補助金算定について、地区別構造別に標準の主体付帯工事が定められているが、地方公共団体が特段の努力をして標準の主体付帯工事費以内で予定された事業を完成させた場合、その差額分について当該地方公共団体に交付金として交付し、公営住宅関連事業等の費用に充当する制度を提案したい。	公営住宅法第7条	公営住宅等の建設等における国の補助金額の算定については、実際に公営住宅等の建設等に要する費用が補助対象額となる。ただし、実際に公営住宅の建設等に要する費用等が標準建設費等を超えるときは、標準建設費等が上限となる。	B-1	市町村が主体となって地域の実情に応じた住宅政策の展開を図るため、公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の一体的運用や居住環境整備に対する総合的な助成制度(住まいの安心確保助成事業(仮称))の創設を要求しており、ご提案の内容を踏まえ、この中で対応を検討。		群馬県	太田市	公営住宅整備事業補助金差額交付金化構想	国土交通省	1210280
1148	11482050	国土交通省	本県八戸市で計画されている「FRP廃船リサイクル事業」は、FRPのリサイクルとして最も現実的なセメント原料化を目指すもので、FRPの主成分はシリカ(SiO2)と高発熱量の樹脂であるため、FRPはセメント製造時には原料かつ燃料源となり得ることから、新たな石油系燃料の使用削減に寄与するものである。よって、環境省が行う「環境と経済の好循環のまちモデル事業」における「代替エネルギーを利用する設備又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置」に該当すると考えられ、当該モデル事業の適用を受けることにより、温室効果ガスの排出削減及び処理困難廃棄物の適正処理実現を通じた資源循環型社会の形成に資することができる。				(提案に対する回答については、環境省より提出)	当省においては、現在社会問題化しているFRP廃船のリサイクルについて、その技術的課題等について取り組んでいるところである。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	環境省 国土交通省	1210140

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1148	11482010	国土交通省	「環境・エネルギー産業創造特区」において、地域産業基盤として水素ステーション設置等の水素インフラ及び自管線等を整備することは、環境性に優れた新エネルギーの取り組みに資することから、まちづくり交付金の交付対象事業「3. 地域創造支援事業 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業」に該当するものと考えられ、環境低負荷型社会に向けた21世紀の新しい都市創造につながるものである。	都市再生特別措置法第47条	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。	D	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。		青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国土交通省	1210380
1163	11632010	国土交通省	地方鉄道を中心とした地域活性化や、鉄道の日常的な維持管理及び運行のための補助制度を、現行制度を拡充して整備する。当該補助制度の活用にあたっては、沿線自治体及び地域住民・利用者が参画する「地域交通会議」で合意を得て、地域が一丸となって鉄道を支援する体制を構築することを条件とする。現行制度の拡充の内容は、以下の通りである。 (1)幹線鉄道等活性化事業費補助を、一般的な鉄道高速化等に係る改良事業に適用可能とする。 (2)鉄道軌道近代化設備整備費補助(緊急安全対策支援)を、日常的な安全確保のための施設維持管理にも適用できるよう拡大する。 (3)生活交通路線維持費補助を、バスのみならず鉄道にも適用できるよう拡大する。 (4)第三セクター都市鉄道事業者に対する地方債措置を、同等の条件を満たす地方鉄道事業者にも適用できるよう拡大する。	(1)幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領 (2)鉄道軌道近代化設備整備費補助金交付要綱 (3)バス運行対策費補助金交付要綱	(1)在来線の幹線鉄道の高速度のための鉄道施設の整備を行う事業等に要する経費の一部を補助することにより、地域の活性化等の推進を図る制度である。 補助率については、補助対象経費について国と地方公共団体で1/5(まちづくり事業と連携した来線の高速化は、補助対象経費について国と地方公共団体で1/3)ずつ補助する。 (2)鉄道軌道の近代化を促進し、その経営収支及びサービス改善並びに構造物の安全性、設備、運行の保安度の向上を図るため、鉄道事業者等に対して、近代化設備の整備に要した費用の一部を補助する制度である。 補助率については、国と地方公共団体で1/5、1/3、2/5ずつ補助する。 (3)バス運行対策費補助において、補助対象事業者は、生活交通路線を運行する乗合バス事業者としている。	(1)D (2)C (3)C	(1)鉄道事業者が行う在来線の幹線鉄道の高速度のための鉄道施設の整備を行う事業等に要する経費の一部について地方公共団体の支援とともに補助し、地域の活性化等の推進を図っているものである。 (2)近代化補助制度では、地方鉄道の経営収支とサービスの改善、保安度の向上を目的として、施設の機能向上が図られる事業を対象として財政上の支援を講じており、16年度予算においては、平成14、15年度に行った安全性緊急評価の結果を踏まえて行う緊急保全整備事業について補助率の高上げ等の拡充を図ったところである。他方、日常的な施設の維持管理については、鉄道事業者の責任において行うべきものと考ええる。 (3)生活交通路線維持費補助はバスによる生活交通の確保を目的としたものであり、鉄道にも適用を拡大することはその目的から外れるため困難である。 なお、地方鉄道については、事業者の経営努力及び地元の支援により、経営の維持、安定化を図ることが望ましく、国としては、従来から前述の近代化補助等により支援しているところである。		北海道	ふるさと銀河線 存続運動連絡会議	知床・オホーツク・十勝観光へはふるさと銀河線で！構想	国土交通省 総務省	1210470
1166	11662010	国土交通省	都市公園法第2条第2項に規定されていない施設を公園施設として認定し、同法施行令第25条に規定されていない施設を補助対象施設に認定すること 公園施設は公園の効用を全うするための施設(公園本来のサービスが提供できる施設)と細かく規定されており、本計画を推進するためには、規定外の施設を整備することが不可欠である。 これらの施設整備を認めることにより、本都市公園を活用した横断的施策の展開による交流人口の増大及び公園の付加価値の増大、さらには地域の既存ストックとの連携による地域全体への経済効果の波及が可能となる。	都市公園法第2条第2項 都市公園法施行令第25条	都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第4条において、公園施設に係る規定を設けている。 都市公園法施行令第25条において、補助対象施設に係る規定を設けている。	D C	都市公園法施行令を平成15年3月に改正し、地方公共団体が条例で定める休養施設、遊戯施設、運動施設等を新たに公園施設に加えることができるよう公園施設の弾力化が図られたところであり、都市公園の効用を全うするための当該条例で定める休養施設等については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第4条に明記されていないものであっても設置することは可能。 公園施設の設置については、都市公園の効用を全うするものについて、地方自治体が条例で加えることができるよう措置したが、補助対象公園施設については、公共性・必要性が高い施設を重点的に整備するという観点から、補助対象となる公園施設を絞り込んでいる。		山口県	光市	地域再生を機軸とする「都市戦略転換構想」NO1～都市公園「冠山総合公園」を核とする新生「光市」再生計画～	国土交通省	1210150

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1167	11672010	国土交通省	<p>民間の立場からは、国・県・市町は同じ「官」であり、民間活力の活用を受けての立場からは、官として、地域のニーズとこれをサポートする民間の活動に一体として支援をして欲しい、と考える(前回の支援策にはこの方向性を支援する方策が散見されることは有難い)具体的には、鉄道事業者に対する制度として「鉄道軌道近代化設備整備費補助制度」があるが、例えば、補助対象事業として新駅建設を追加し、国が5分の1の補助を可能とすることにより、地方自治体負担100%の原則と財政制約から鉄道事業者に負担を求めて結果的に不可能となっている新駅建設に道を開く、とか、或いは各省庁にあると思われる「まちづくり交付金・補助金」の対象に、まちづくりに不可欠な新駅建設を対象とする等の具体的検討を進めていただきたい。拠点駅(新駅を含む)を地域公共財として位置づけるならば、整備に要する費用はこれまでのように全額地方公共団体負担による「請願方式」だけでなく、新駅建設予定地近隣住民を含む新駅利用予定者を対象に「住民参加型ミニ市場公募債」を発行し、民間資金の誘導を図ることにより、「地域の、地域による、地域のための」地域公共交通機関として再生される可能性も高くなり、「公共」に対する地域住民の意識も向上するものと思われる。以上の考え方は、日本民営鉄道協会の地方交通委員会にも提案しており、これらの方向性を加速させるためには国の「呼び水」としての支援策を大いに期待したい。</p>	(1) 鉄道軌道近代化設備整備費補助金交付要綱 (2) 都市再生特別措置法第47条	(1) 鉄道軌道の近代化を促進し、その経営収支及びサービス改善並びに構造物の安全性、設備、運行の保安度の向上を図るため、鉄道事業者等に対して、近代化設備の整備に要した費用の一部を補助する制度である。 補助率については、国と地方公共団体で1/5、1/3、2/5ずつ補助する。 (2) まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象とし、支援対象の選択は自由となっている。	(1) A (2) D	(1) 17年度予算要求においては、地方鉄道再生に向けた利便性向上施策として、鉄道事業者と地域の一体的な取組みに対して、重点的かつ効果的な支援を講ずることとしており、その一環として近代化補助の補助対象設備に新駅設置を追加することを要求することとしている。 (2) まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。	(1) 添付資料あり	香川県	高松琴平電気鉄道株式会社	新駅設置構想	国土交通省	1210450
1169	11692010	国土交通省	<p>21世紀の都市交通の円滑化を図る上では、公共交通を生かしたまちづくりが不可欠と位置づけ取組んでいる。バス・電車等を生かした公共交通利用の促進は、市民生活に欠かせない安全で環境にやさしく、また、誰もが利用できる交通手段として、歩いて暮らせる安全・安心都市の実現に不可欠である。そこで、公共交通の民間運行事業者への国の支援は、鉄道・バス・軌道が区分された補助メニューになっていることや自動車事故対策などの財源上の制約などの理由から細分化されており、総合的な対策を講じていくためには、個別の補助事業を組合せが生じ、また、採択にならない事業などもあり、補助制度の統合化や提案事業の採択などの支援メニューの拡充が必要と考えられる。利用者の視点に立って、都市全体の公共交通システムのあり方の観点で総合的な支援制度の創設を提案するものである。</p>	バス利用促進等総合対策事業補助要綱 公共交通移動円滑化事業補助要綱 鉄道軌道近代化設備整備費補助要綱 公共交通活性化総合プログラム	各補助制度のメニューごとに申請・採択	A (総合的な支援の観点から、公共交通活性化総合プログラムを活用し地域において作成した鉄軌道・バス横断的な公共交通改善プランに対し、補助の同時採択、優先採択、地方運輸局等の窓口一元化等を実施。地域再生計画が認定されている場合には特に優先的に採択を実施。また、LRTに関しては、まちづくりや他の交通機関との連携に配慮したLRTの一体的整備を推進するため、事業者、自治体、国の関係機関等からなる協議会を設立し、協議会が策定した計画に対して国の関係部局が総合的に支援する制度を創設することとし、その一環として、鉄軌道事業者が整備する低床式車両その他LRTシステムに不可欠な施設に対する補助制度の創設について概算要求に盛り込んでいるところである。			愛媛県	松山市	坂の上の雲のまち再生構想(現「坂の上の雲」のまち再生計画)	国土交通省	1210480

構想 プロ ジェクト 管理 番号	支援措置提案 事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映 の 分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェ クト)の名称	規制所管省 庁 関連省庁	管理 コード
1173	11732010	国土交通 省	<p>岩手県では、汚水処理について、平成12年度から関係3省が所管する全ての汚水処理事業を一体的、総合的に企画調整する組織を設置し、汚水処理行政の効率化を進めてきたところであるが、これをさらに進めるため、平成17年度における汚水処理分野の県組織の一元化を検討している。</p> <p>この組織の一元化による効果を更に高め、総コストの削減を図るとともに、効率的・効果的な事業の実施と県民ニーズに的確に対応するため、汚水処理に関する各種国庫補助金を廃止し、地域の裁量で実施できるよう、その用途を自由化することを提案する。</p> <p>このことにより、河川・湖沼等の水質の保全を図るとともに、快適・衛生的で利便性の高い暮らしを実現していく。また、汚水処理施設の未整備地区の早期整備により、若者の定住促進やI・J・Uターン・交流人口の増加による農山漁村の振興などを図るものである。</p>	下水道法 浄化槽法	<p>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。</p>	A	<p>都道府県構想を踏まえ、市町村が策定する汚水処理施設整備の計画について、関係省庁が連携して助成し、当該計画の範囲内において地方公共団体の裁量で各事業への充当が可能な汚水処理普及対策助成金制度(仮称)を創設。</p> <p>・対象地域等その他の要件については、政府原案決定(年末)までに調整を図る。</p>		岩手県	岩手県	汚水処理事業の一元化構想	国土交通省 農林水産省 環境省	1210160
1197	11972010	国土交通 省	<p>鉄道軌道近代化設備整備費補助金において、事業者が計画的、効率的な取組みを行い、また、協調補助が求められている地方負担についても適切な予算化が可能となるよう、複数年の事業計画を認める。</p> <p>交付決定を申請受理後早期に行うとともに、年度末までの事業実施を認める。</p>	鉄道軌道近代化設備整備費補助金交付要綱	<p>近代化補助は、厳しい経営環境におかれている地方鉄道に対して、安全性の確保、経営の合理化、サービス向上に資する設備整備の一部の補助を通じ、施設の近代化を図ることを支援する制度であり、前年度の経営実績を踏まえた補助となっている。</p> <p>補助率については、国と地方公共団体で1/5、1/3、2/5ずつ補助する。</p> <p>また、近代化設備整備事業は交付を受けようとする会計年度の4月1日以降に着手し、12月末日(特別な事由により延長申請がなされた場合は3月20日)までに完了しなければならない。</p>	A D	<p>前年度の経営実績を踏まえた補助という現行の制度の下で、17年度予算要求においては、鉄道事業者による利用者利便の向上に資する取組みやそれに対する地域の関与について複数年度の再生計画の策定を求め、再生計画に基づき補助採択された事業については、計画期間中に限り黒字転換事業者をも補助対象化するなど重点的かつ効果的な支援をしていくこととしている。</p> <p>申請時期は事業者の決算が確定する7月以降となり、交付決定までに自治体の協調補助分の予算措置状況等を含め申請事業内容の審査を行う必要があるが、可能な限り速やかに交付決定を行うよう努めていくこととしている。</p> <p>なお、事業実施については、補助金額確定のため、現地調査等を行う必要があることから、12月末日までとなっているが、国土交通大臣が認める場合には、3月20日まで期間を延長することが可能である。</p>		福井県	福井県	地域鉄道近代化設備整備促進構想	国土交通省	1210460
1206	12062010	国土交通 省	<p>土石流のおそれのある場合などは、たとえ治山事業であっても砂防堰堤の基準を適用したり、また、荒廃森林が存する場合などは砂防事業であっても治山事業の基準を適用するなど、砂防指定地や保安林区域の指定のいかんを問わず、砂防および治山の技術基準を弾力的に適用する。</p>	砂防法第1条、森林法第41条	<p><砂防法>第一条 此ノ法律ニ於テ砂防設備ト称スルハ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テ治水上砂防ノ為施設スルモノヲ謂ヒ砂防工事ト称スルハ砂防設備ノ為ニ施行スル作業ヲ謂フ</p> <p><森林法>第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。</p>	C	<p>砂防事業は土砂の生産を抑制し流送土砂を拵止調節するに必要な事業、治山事業は森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業として、それぞれ砂防法、森林法に基づいて位置づけられており、そもそもの事業目的、整備手法等が異なることから、技術基準も異なっているところであり、技術基準の弾力的な運用は適切でない。</p> <p>なお、砂防事業と治山事業については、「治水砂防行政事務と治山行政事務の連絡調整について(昭和38年6月1日付け林野庁長官、建設省河川局長連名通知)」および「砂防事業と治山事業の取扱について(昭和38年12月7日付け林野庁長官、建設省河川局長連名通知)」等に基づき、砂防治山連絡調整会議等を通じて事業の連携・調整を図りながら事業を実施し、国土の保全等に努めているところである。</p>		福井県	福井県	危険地域堰堤機能強化構想	国土交通省 農林水産省	1210310

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1208	12082010	国土交通省	都市開発資金の中の用地先行取得資金(都市施設用地買収資金)において、対象都市(人口集中の著しい都市、地方拠点都市地域の中心都市)貸付要件の緩和し、規模の小さな地方公共団体における計画的な都市整備の推進を図ることを可能にする。	「都市開発資金の貸付けに関する法律」(昭和41年法律第20号)	本制度は、都市の計画的整備を推進するために、法律等の規定により、都市を限定し一定規模以上の特に都市整備上重要な道路・公園等の都市施設あるいは土地区画整理事業等の面的整備事業のための用地の先行取得に限って、国が地方公共団体に対し貸付けを行っている。都市整備のための用地先行取得を確実に推進するためには長期かつ低利資金の安定的な供給が不可欠であるが、民間金融市場では調達資金が限られていること、国の信用により必要な資金を最も低いコストで調達することが、効率的な社会資本整備に役立つことから、財政融資等を原資として長期・固定金利による貸付けを可能としている。	C	都市開発資金は都市開発金融通特別会計において会計上の経理を行っているが、平成15年11月の財政制度等審議会(「特別会計の見直しについて」基本的考え方と具体的方策)のとりまとめの中で、「都市開発金融通特別会計の行う土地の先行取得事業に対する貸付けについては、土地の先行取得に対するニーズが低くなっていること等から、取得対象事業を真に必要なものに限定すべきである。特に財政融資資金からの借入れによる事業については、極力、その規模を縮減すべきである。」とされ、また平成16年6月の閣議決定(「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」)においても、平成17年度予算では、「各特別会計について、必要性について厳しく検証しつつ徹底した見直しを行うこと」等の指摘を受けている。これらを踏まえ、平成17年度の予算要求では、財政融資資金からの借入れ額を抑制しつつ、貸付対象を厳選した要求を行っており、このような状況の中で対象都市要件の緩和を図ることは困難。	平成16年7月30日付けで総務省から「平成17年度の地方財政措置についての各省庁への申入れ」があり、その中で「都市開発資金のうち、財政融資資金を原資とした地方公共団体に対する有利子貸付けの縮減・重点化」があげられている。	福井県	福井県	市街地街路整備促進構想	国土交通省	1210170
1223	12232010	国土交通省	交流基盤の整備や交流促進事業の推進等をすすめる上で、現行の補助制度を統合し、「地域再生資金」を創設。住民満足度や入込客数、経済波及効果等を評価指標とした地域再生計画を「地域再生資金」により支援。資金の概算交付を行い複数年度の執行を可能とする。成果目標の検証を行い、未達の場合、資金の一部返還もあるとする。	都市再生特別措置法第47条	まちづくりの目標と目標を達成するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度毎に交付金を交付。交付金は計画に位置付けられた事業にどのように充てても自由であり、年度間で国費率の調整を行うことが可能。計画期間終了時に、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、結果を公表する。	D	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象とし、交流基盤の整備や交流促進事業の推進等について、既に支援対象の選択は自由となっている。		島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会	日本のふるさと交流再生計画	総務省 国土交通省 農林水産省 文部科学省 等	1210180
1239	12392021	国土交通省	目的や効果が等しい、例えば農業集落排水や合併処理浄化槽の整備における補助金制度の一元化により、受益者にわかりやすい事業実施を図る。又農林水産省の農業集落道整備と国土交通省の市町村道整備事業による道路整備も同様である。	道路法第56条	道路法第56条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第77条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合において、は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその2分の1以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその3分の1以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその2分の1以内を道路管理者に対して、補助することができる。	A	一定の地域において、農林業等の振興や都市・物流拠点との交流促進を図るため、地方公共団体が策定した地方道・農道・林道等をパッケージ化した整備計画について、関係省庁と連携して助成を行い、当該計画の範囲内において地方公共団体の裁量で各事業への充当が可能な制度の創設について要求。		京都府	美山町	日本一の田舎づくり構想	環境省 農林水産省 国土交通省	1210620

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1250	12502010	国土交通省	<p>神奈川県管理の地方港真鶴港の位置する真鶴町は人口9千人弱で、就労人口5千人のうち、石材業、漁業及び観光産業に携わる人口が過半数を占めている。真鶴町も全国的な景気の低迷に伴い、年間観光客数は平成4年の200万人に比べ、平成14年時には95万人に減少しており、地域の活性化に向けた取り組みが急務となっている。こうした中、真鶴港は、平成16年度、国土交通省より「みなとまちづくり」モデル港に選定され、港を中心とした活動が期待されるとともに、平成11年度から、港湾管理者と地元住民が一体となり作成した「真鶴港活性化整備計画(案)」を実現し、真鶴港を拠点とした地域の活性化を図る必要が生じてきている。計画の概要は真鶴港沖に新たに防波堤を整備し、港内静穏度を高め、漁船や石材船を積み分けることにより、新たに創設するスペースに、物揚場、ポートパーク、遊歩道、駐車場や緑地等を整備し、港湾管理者としても空いたバースに定期航路の開設を目指したい。しかし、整備内容を港湾関係国庫補助事業別に整理すると、防波堤整備は港湾改修(地方)事業、物揚場やポートパーク整備、定期航路開設に伴う付属施設は港湾改修(統合補助)事業、遊歩道、駐車場や緑地等は港湾環境整備事業と多事業にわたり、現行制度では、計画実現に際して、個々の採択・交付となり、真鶴港の一体的整備が困難かつ長期にわたる。そこで、このような事業間の調整を円滑に進め、短期間で事業効果を得るために、港湾の一体的整備が可能となる新たな制度として、(仮称)港湾活性化プロジェクト事業を創設し、一連の複数事業を一括採択することにより、各種手続きを簡素化し、事業の実施順序について、地域の状況に応じて港湾管理者が主体的に優先度を定めることができるようにすることを要望する。</p>	港湾法	国は予算の範囲内で、一般公衆の用に供する目的で港湾管理者のする港湾工事に費用に対し補助することができる。	B-1	予算編成過程において、港湾整備事業の様々な施策をパッケージ化した計画策定を支援し、同計画に基づき円滑な事業実施を図る方向で検討する。		神奈川県	神奈川県、真鶴町	賑わいのみなと真鶴再生計画	国土交通省	1210510
1253	12532021	国土交通省	<p>千代田区と防災協定を締結している嬬恋村にてリゾート施設を構築(もしくは既存施設を活用)し、また同時に地域LANを敷設し、千代田区のオフィス街の地域LANと嬬恋村のリゾート施設周辺の地域LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾート情報、あるいは音楽祭などのイベント情報を千代田区と嬬恋村が相互に流し、被災時は、NTT回線が輻輳した場合に、千代田区オフィス街の通信機能のバックアップ役や、相互が被災した場合の一時疎開場所や支援基地として機能する。また交流事業として、東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会所属企業が嬬恋村のリゾート施設に会費を支払い、嬬恋村から定期サービスとして周辺の観光施設の利用についてを地域協力会所属企業に優待等の便宜を図るとともに、被災時は臨時のバックアップオフィスとしてリゾート施設を活用する。</p>	都市地方連携推進事業実施要綱 都市地方連携推進事業費補助金交付要綱	都市地方連携推進事業は、都市と地方の連携により実施される事業で、都市と地方の連携による交流を促進するための地域づくり、情報発信、交流に先導的役割を果たすモデルとして、その事業の推進を助成することが適当であると認めた市町村に対して、予算の範囲内において、その対象経費の3分の1以内(5,000千円以上、115,500千円以下)を補助する。	C	都市地方連携推進事業は、都市と地方の連携による交流を推進するとともに地域の再生を図るため、都市と地方の連携による施設整備(既存ストックを活用するもの、関連公共事業と連携するもの等に限る)を対象としており、千代田区と嬬恋村を結ぶ専用の高度情報回線は対象とならない。また、被災時の緊急通信網やバックアップオフィスの整備を主目的とする本構想の提案は、都市地方連携推進事業の趣旨・目的に合致しているとは捉えがたい。	群馬県、東京都	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会	千代田区 嬬恋村 連携震災疎開通信システム・リゾートオフィス構想	国土交通省	1210640	
1259	12592010	国土交通省	<p>奈良県は、世界遺産をはじめとする世界に誇れる「本物」の歴史・文化資源や豊かな自然景観を有している。これらを背景に、積極的な観光振興施策の展開が、県や市町村に求められている中で、ホスピタリティー向上の観点から、地理に不慣れた観光客や外国人観光客などを含め、あらゆる人が奈良の観光資源を理解しながら、円滑かつ快適に観光地巡りができるように、外国語やピクトグラム(絵文字)による対応も含め、観光案内板等案内表示の充実を図ることが急務となっている。</p> <p>このような状況に加え、広域的な事務処理や行政需要に対応するために設置された「一部事務組合」や「広域連合」の役割が増大している中で、観光基盤施設整備費補助金制度の見直し(「一部事務組合」及び「広域連合」が行う観光基盤施設整備事業を補助対象とすること)により、広範な地域の観光振興を推進する。</p>	観光基盤施設整備費補助金交付要綱 第2条	都道府県、市町村(間接補助事業者)を補助対象者としている	D	広域的な整備は現行の制度で都道府県を直接事業者として複数の市町村を間接事業者とすることで可能。		奈良県	奈良県	スムーズな観光地来訪構想	国土交通省	1210580

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1259	12592020	国土交通省	奈良県は、世界遺産をはじめとする世界に誇れる「本物」の歴史・文化資源や豊かな自然景観を有している。これらを背景に、積極的な観光振興施策の展開が、県や市町村に求められている中で、ホスピタリティー向上の観点から、地理に不慣れた観光客や外国人観光客を含め、あらゆる人が奈良の観光資源を理解しながら、円滑かつ快適に観光地巡りができるように、外国語やピクトグラム(絵文字)による対応も含め、観光案内板等案内表示の充実を図ることが急務となっている。こうしたことから、観光基盤施設整備費補助金制度の見直し(市町村が行う1事業当たりの補助対象経費15,000千円以上を3,000千円以上に大幅引き下げ)により、市町村が効果的かつ有益な観光案内サインを設置することが可能となり、県全体の観光振興の推進に寄与する。	観光基盤施設整備費補助金交付要綱 第4条第2項	観光基盤施設整備費補助金交付要綱において最低補助対象経費を設定している(現在は1事業当たりの補助対象経費は21,000千円以上で運用)。なお、都市再生プロジェクト施設整備推進費を活用する場合も、観光基盤施設整備費補助金交付要綱の定めるところによる。	C	観光基盤施設整備費補助金は、他地域の範となるような先駆的な取組を行う地域に対して支援を行ってモデルを形成し、他地域に対して旅行者受入の環境整備のためのインセンティブを与えることを目的としているため、一定の規模の整備が行われることを期待して最低補助対象経費を設定しており、今回の要望は観光基盤施設整備費補助金の趣旨に合わないため。		奈良県	奈良県	スムーズな観光地来訪構想	国土交通省	1210590
1302	13022010	国土交通省	地域観光をテーマに、都市と農村交流、観光交流、スポーツ・文化交流等、各省庁が従来の枠組みをなくした、地域再生交付金の創設	都市再生特別措置法第47条	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。	D	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象とし、他省庁所管の施設であっても、既に支援対象となっている。		静岡県	小山町	美知の交流空間づくり構想(交流人口拡大による地域再生計画)	農林水産省 国土交通省 防衛庁	1210400
1304	13042010	国土交通省	松川を浄化し浸水被害を抑制するためには、行政組織のセクションを超えた様々な角度からの調査・施策を実施するための補助金制度が必要と考える。実施主体は富山市、調査施策は今後10年間を目標とする。経済的社会的効果として市民の憩いの場として再生、観光客のさらなる増加が期待できる。	・地方財政法第16条 H15.7.11付け国土交通省告示第1038号 「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部をと都道府県の知事が行うこととなった件」 H14.3.29付け都道府県宛河川局長通知「河川環境整備事業費補助制度について」 ・下水道法第34条	河川環境整備事業補助：一級河川及び二級河川における、河川浄化事業、自然再生事業、河川利用推進事業、河畔整備事業で施工主体が市町村である場合、国は、都道府県が市町村に対し、事業費の1/3を補助するときに、当該市町村に対し1/3を補助するもの ・平成15年9月に下水道法施行令を改正し、雨水吐の構造基準等を明確化するとともに、合流式下水道を採用する全ての都市において原則10年間で改善対策を完了する旨を明記。 ・一定期間(5年間)に合流式下水道の改善対策を緊急的かつ集中的に実施する合流式下水道緊急改善事業を平成14年度に創設。平成16年度には、雨水浸透施設等を補助対象施設に追加。 ・新世代下水道支援事業制度の水環境創造事業において、個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成するもので、雨水の貯留・浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図る事業においては、雨水流出抑制施設の設置費用等を補助対象範囲としている。	D (松川の浄化についてはC) D	水環境の悪化が著しい河川の水質改善等を総合的、緊急的かつ重点的に図るため、「清流ルネッサンス」として、河川管理者や下水道事業者等が参画して計画を策定する制度がある。 ・ただし、ご提案の松川の浄化については、H3~H15までの水質で年度平均BOD 2 mg/l以下で良好な水質であり、環境基準B類型 3 mg/lも満足している状況であるため、河川環境整備事業での浄化を行う必要性は無いと考えられる。 雨天時の水質悪化及び浸水被害を防ぐため、合流式下水道事業緊急改善事業により、一定期間(5年間)に緊急的かつ集中的に行う合流式下水道の改善が補助対象となっている。 ・また、新世代下水道支援事業制度の水環境創造事業において、個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成するもので、雨水の貯留・浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図る事業においては、雨水流出抑制施設の設置費用等を補助対象範囲としている。		富山県	富山市	富山市の観光資源・松川の浄化作戦	国土交通省 河川局 都市・地域整備局 環境省	1210320

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1308	13082010	国土交通省	<p>大津では豊かな自然と歴史に裏打ちされた緑を背景に、緑豊かな都市づくりを行ってきている。今後も緑の確保を推進することとしているが、これまでの国の公園緑地に係る補助事業は、都市公園や緑地の保全が中心であり、特に市街地内において効率的に緑を増やすためには公共施設のみならず、民有地における緑化を積極的に支援することが有効である。</p> <p>また、国において景観法が整備されたことを受け、景観形成に係る取り組みが促進することとなるため、まちの景観形成・向上にも緑が重要な役割を果たすものと考えられる。</p> <p>そのため、今回の地域再生提案においては、都市公園整備及び緑地保全等を一括して対象とする緑地環境整備総合支援事業について、民有地への緑化や、緑のネットワークのほか、緑豊かな景観形成に資することを目的とした町家等景観重要建築物の外観改修、廃屋や看板などの景観阻害要因の除却、緑豊かな景観づくりをコーディネートする組織等の支援活動等にも適用されるよう提案する。</p> <p>なお、大津市は、琵琶湖や美しい山並み等の自然資源や多くの国宝・重要文化財等の文化的資産に恵まれており、国を代表する古都でもあるため、これらの背景となる緑豊かな景観の保全・確保については市レベルを超える広域的な支援が必要であると認識している。</p>	<p>緑地環境整備総合支援事業制度要綱</p> <p>都市再生特別措置法第47条</p>	<p>三大都市圏に存する都市等、緑とオープンスペースの確保が課題とされる都市において、「緑の基本計画」に位置付けられた水と緑のネットワーク計画に基づき、都市公園の整備、緑地保全事業に加え、民有緑地の公開に必要な施設整備を補助対象とし、これらを総合的に支援する統合補助制度</p> <p>まちづくりの目標と目標を達成するため実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付する制度</p>	A D	<p>緑地環境整備総合支援事業については以下を要求 1) 都市、地域の良好な景観形成の取り組みを支援するため、事業対象都市に「景観計画が策定済みまたは策定中の都市」を追加 2) 都市公園の整備や緑地保全事業等と一体となって、水と緑のネットワーク形成や良好な景観形成に資する公共施設における緑化を対象事業に追加 3) 水と緑のネットワークや良好な景観形成に資する緑化地域等における民有地の緑化事業のうち、特に防災機能の向上に資するものを対象事業に追加 景観重要建造物の外観、廃屋等の景観阻害要因の除却、コーディネート組織の活動支援については都市再生整備計画に位置付けることにより、まちづくり交付金において対応可能。</p>		滋賀県	大津市	古都大津の緑豊かな景観形成による観光再生計画	国土交通省	1210200
1310	13102010	国土交通省	<p>地方鉄道を中心とした地域活性化や、鉄道の日常的な維持管理及び運行のための補助制度を、現行制度を拡充して整備する。当該補助制度の活用には、沿線自治体及び地域住民・利用者が参画する「地域交通会議」で合意を得て、地域が一丸となって鉄道を支援する体制を構築することを条件とする。現行制度の拡充の内容は、以下の通りである。</p> <p>(1) 幹線鉄道等活性化事業費補助を、一般的な鉄道高速化等に係る改良事業に適用可能とする。 (2) 鉄道軌道近代化設備整備費補助(緊急安全対策支援)を、日常的な安全確保のための施設維持管理にも適用できるよう拡大する。 (3) 生活交通路線維持費補助を、バスのみならず鉄道にも適用できるよう拡大する。 (4) 第三セクター都市鉄道事業者に対する地方債措置を、同等の条件を満たす地方鉄道事業者にも適用できるよう拡大する。</p>	<p>(1) 幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱</p> <p>(2) 鉄道軌道近代化設備整備費補助交付要綱</p> <p>(3) バス運行対策費補助金交付要綱</p>	<p>(1) 在来線の幹線鉄道の高速度化のための鉄道施設の整備を行う事業等に要する経費の一部を補助することにより、地域の活性化等の推進を図る制度である。 補助率については、補助対象経費について国と地方公共団体が1/5(まちづくり事業と連携した在来線の高速度化は、補助対象経費について国と地方公共団体が1/3)ずつ補助する。</p> <p>(2) 鉄道軌道の近代化を促進し、その経営収支及びサービス改善並びに構造物の安全性、設備、運行の保安度の向上を図るため、鉄道事業者等に対して、近代化設備の整備に要した費用の一部を補助する制度である。</p> <p>補助率については、国と地方公共団体が1/5、1/3、2/5ずつ補助する。</p> <p>(3) バス運行対策費補助において、補助対象事業者は、生活交通路線を運行する乗合バス事業者としている。</p>	(1) D (2) C (3) C	<p>(1) 鉄道事業者が行う在来線の幹線鉄道の高速度化のための鉄道施設の整備を行う事業等に要する経費の一部について地方公共団体の支援とともに補助し、地域の活性化等の推進を図っているものである。</p> <p>(2) 近代化補助制度では、地方鉄道の経営収支とサービスの改善、保安度の向上を目的として、施設の機能向上が図られる事業を対象として財政上の支援を講じており、16年度予算においては、平成14、15年度に行った安全性緊急評価の結果を踏まえて行う緊急保全整備事業について補助率の高上げ等の拡充を図ったところである。他方、日常的な施設の維持管理については、鉄道事業者の責任において行うべきものと考ええる。</p> <p>(3) 生活交通路線維持費補助はバスによる生活交通の確保を目的としたものであり、鉄道にも適用を拡大することはその目的から外れるため困難である。 なお、地方鉄道については、事業者の経営努力及び地元の支援により、経営の維持、安定化を図ることが望ましく、国としては、従来から前述の近代化補助等により支援しているところである。</p>		石川県	道下喜美子、浅井園子	能登半島活性「ようこそ奥能登鉄道」100万人計画」構想	国土交通省 総務省	1210440

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1315	13152010	国土交通省	公共事業の減少により村内の建設業従事者の労働の機会が減り、他分野への転向が余儀なくされている。それを支援する施策として補助事業をはじめ様々な支援策が講じられているが、建設業の新分野進出支援という目的が同じであるにもかかわらず、経済産業省、国土交通省および厚生労働省がそれぞれ所管を分けて実施しているとともに、事業の種別、内容が多岐にわたっているため、制度を活用する立場においては、内容がわかりにくく、また、事務の手続きが煩雑となるため効率的な執行ができないのが現状である。そこで、これらの支援策を「建設業新分野進出支援総合事業」として整理、統合することにより効率的に実施し、目的を効果的に達成できるように制度の改革を要望する。		「建設業人材活用緊急促進事業」(建設業セーフティネット構築緊急事業)については、平成14年度補正予算限りの事業であったため、現在は事業として存続していない。また、「建設産業構造改善事業」は、(財)建設業振興基金の独自事業であり、建設業団体等が行う、建設産業の構造改善に係る調査研究及び研修事業に対し、事業費の一部の助成を行っている。	B-2 (補助事業の統合等についてはC)	例示されている事業については、既に事業が終了している、あるいは外部団体が独自に行っている事業であり、概算要求において、他の補助事業と整理・統合を図ることは困難である。なお、新分野進出の促進に向けて、新分野進出等に係る情報提供等のサービスを1ヶ所ですべて提供出来る支援体制の構築を検討している。		滋賀県	朽木村	森林文化創出プロジェクト	経済産業省、国土交通省および厚生労働省	1210020
1328	13282010	国土交通省	現在は、サービス対象者別、提供サービス別になっている補助事業を一元化するとともに新たに補助対象外である在宅におけるオンコールシステム、配食サービス、バリアフリー住宅整備等を組み入れ、「地域全体の安心を支える住まいとサービスの包括的なケアシステム」としての一括整備を対象とした交付金制度を創設する。年次的に整備地域を拡充し、山間地等、これまでサービスが不十分であった地域を含む、市町村合併後の広範な地域をカバーする包括的ケアシステムとする。事業の実施にあたっては、事業内容が適正に評価され、良質なサービス提供が行われるための事後評価システム(別紙)を導入する。	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の身体機能に対応した良質な賃貸住宅として、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進している。	B-1	市町村が主体となって地域の実情に応じた住宅政策の展開を図るため、公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の一体的運用や居住環境整備に対する総合的な助成制度(住まいの安心確保助成事業(仮称))の創設を要求しており、ご提案の内容を踏まえ、この中で対応を検討。		新潟県	長岡市	地域社会での暮らしと安心を守る包括的ケアシステムの構築 - 地域サポートセンター(仮称)の創設 -	厚生労働省 国土交通省	1210630
1332	13322010	国土交通省	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめている。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法 浄化槽法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。		東京都	土壌浄化法事業推進連合会	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省 総務省	1210210

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1334	13342010	国土交通省	<p>国土交通省の補助による下水道事業を実施する場合、地方財政法により地方債の発行に制限が加えられている。公債費比率が20%以上になると起債が制限され下水道事業という社会資本整備が具体化できないところもある。</p> <p>土壌浄化法は土壌の持つ自然エネルギーを利用した省エネルギー型汚水処理技術となっているため、建設金額も維持管理金額も安価にできるという実績を持つ。すでに供用開始されているところでは、下水道収入によって維持管理を行い残った金額を起債の償還に充当することができるようになっているため、この実績をもとに下記のような仕組みを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身延処理区は、2700m3/日の流入水量を確保できる ・受益者負担金を建設時単費負担金に充当 ・下水道収入で維持管理を行い、残った金額を起債の償還に充当する ・初期の資金ショート部分を金融機関の融資を受け、建設着手から10年間を民間資金を導入し運営を委託する <p>上記内容について民間資金の提案を土壌浄化法事業推進連合会が行っているため、身延町では初期の財政負担を軽減するために具体化したい。</p>				(提案に対する回答については、総務省より提出)		山梨県	身延町(平成16年9月13日町村合併:身延町)	ダッシュ下水道事業による地域経済活性化及び民間活力導入構想	総務省 国土交通省	1210410
1335	13352010	国土交通省	<p>国土交通省の補助による下水道事業を実施する場合、地方財政法により地方債の発行に制限が加えられている。公債費比率が20%以上になると起債が制限され下水道事業という社会資本整備が具体化できないところもある。</p> <p>土壌浄化法は土壌の持つ自然エネルギーを利用した省エネルギー型汚水処理技術となっているため、建設金額も維持管理金額も安価にできるという実績を持つ。すでに供用開始されているところでは、下水道収入によって維持管理を行い残った金額を起債の償還に充当することができるようになっているため、この実績をもとに下記のような仕組みを提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5000人以上の処理区域が対象 ・2000m3/日以上流入水量を確保できる区域が対象 ・受益者負担金を建設時単費負担金に充当 ・下水道料収入で維持管理を行い、残った金額を起債の償還に充当する ・初期の資金ショート部分を金融機関の融資を受けて実施する <p>上記内容を具体化すると、自治体は下水道料金と受益者負担金を収入として受けて、そこから建設時単費負担金と起債の償還を行って残金を共同企業体に渡す。</p> <p>ダッシュ下水道事業が実施できると自治体の負担を大幅に軽減することができ、住民の要望する下水道を具体化することができる。</p> <p>ダッシュ下水道事業によって5万人以下の普及率を全国平均62%を上回るものにすることができる。</p>				(提案に対する回答については、総務省より提出)		東京都	土壌浄化法事業推進連合会	ダッシュ下水道事業による地域経済活性化及び民間活力導入構想	総務省 国土交通省	1210410

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1336	13362010	国土交通省	<p>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</p> <p>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、過大計画となり事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来温泉街のように市街地を形成している区域は下水道事業の方が効率が良いにもかかわらず、議会から管渠の不要な小型合併浄化槽の方が安価な事業費となるという質問が出され、設置を要望されることも多くなっている。</p> <p>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</p>	下水道法 浄化槽法	<p>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。</p>	D	<p>・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p>		山梨県	下部町(平成16年9月13日町村合併:身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省 総務省	1210210
1337	13372010	国土交通省	<p>長野ナノサイエンス産業都市構想の実現に向け、大学等の機能一部移転及びC-nanoセンター(中核施設)を中心市街地に整備することにより、大学等の研究機関と都市機能との融合・調和が図られ、中心市街地活性化及び地域産業活性化に大きな相乗効果が期待できる。</p> <p>については、現在の中心市街地活性化に関連する多様な助成・補助メニューを、各都市の地域づくりのテーマに応じて柔軟に対応できるよう、都市機能の向上と中心市街地活性化を目的とした事業を中心に、集中的な国の支援を可能にする「都市再生中核施設整備ファンド」(仮称)の設置を提案する。</p>	都市再生特別措置法第47条	<p>まちづくりの目標と目標を達成するために実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度毎に交付金を交付。交付金は計画に位置付けられた事業にどのように充てても自由であるなど、市町村の裁量性を高めた制度となっている。</p>	D	<p>まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、既に支援対象の選択は自由となっている。</p>		長野県	長野市	長野ナノサイエンス産業都市構想	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 経済産業省 文部科学省 	1210190
1338	13382010	国土交通省	<p>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</p> <p>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</p> <p>・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</p> <p>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</p>	下水道法 浄化槽法	<p>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。</p>	D	<p>・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p>		長崎県	宇久町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省 総務省	1210210

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1350	13502020	国土交通省	限られた財源を有効に活用できるようにするため、湖沼、河川、上下水道などに関する国の直轄事業予算と補助事業予算を「関西(産業再生)特区」に対して一括交付すること。	河川法 海岸法	治水事業は、国民の生命・財産に直接に関わる事業であり、災害の発生状況等に応じて補助事業により実施している。 海岸事業は、海岸法の目的である「津波、高潮等からの海岸の防護」、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」を図るために実施するものであり、同法により都道府県知事が沿岸単位で策定することとなっている海岸保全基本計画に基づき、海岸管理者(都道府県知事、市町村長等)は海岸事業を実施することとなっています。	C	道州制については、国との役割分担を含め、そのあり方について議論・検討が必要と認識しており、概算要求においては、提案事項に対する特段の対応は図っていません。 なお、治水事業は、国民の生命・財産に関わる事業であり、災害の発生状況に応じるとともに、水系一貫管理の観点から上下流バランス等に配慮する必要があるため、個別補助事業により実施することが合理的であると考えます。また、海岸事業については、海岸法の目的である「津波、高潮等からの海岸の防護」、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」を図るために実施するものであり、水資源の保全等を目的とする事業は実施していません。		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	国土交通省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	1210420
1351	13512010	国土交通省	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法 浄化槽法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。		長崎県	三井楽町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省 総務省	1210210
1360	13602010	国土交通省	・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。 ・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。 ・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。 ・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。	下水道法 浄化槽法	・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。	D	・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。 一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。		山梨県	身延町(平成16年9月13日町村合併:身延町)	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省 総務省	1210210

構想 プロ ジェクト 管理 番号	支援措置提案 事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映 の 分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロ ジェクト)の 名称	規制所管省 庁 関連省庁	管理 コード
1361	13612010	国土交通 省	<p>・下水道事業による恩恵は住民に公平に与えられるべきものであるため縦割りの補助事業の弊害を解除して、下水道未整備人口に対する国からの補助金や地方交付税の措置が行われるように要望する。</p> <p>・下水道事業における縦割りの補助事業の問題点として、国土交通省は下水道法で実施し、農林水産省や環境省等は浄化槽法で実施されている。この縦割りの補助事業であるために国土交通省の補助事業では採択要件に合致させるために無理矢理区域を拡大することになり、事業費も大きなものとなる。従って厳しい財政の市町村では下水道事業に着手することが困難なところも出はじめています。また、環境省では小型合併浄化槽の設置に対して補助事業が実施されているために本来市街地を形成している区域は下水道事業のほうが効率が良いにもかかわらず、管渠の不要な小型合併浄化槽の設置を行っている。この結果、下水処理場であれば数ヶ所の維持管理を行えば目的達成できるにもかかわらず浄化槽の維持管理や汚泥の処理を何ヶ所も行うことが必要になり、下水道での維持管理よりはるかに高い金額となっている。</p> <p>・下水道未整備人口に対して1人当たり120万円が必要とすると1万人で120億円の事業規模になり地域経済の活性化を促進させることができる。</p> <p>・下水道事業は敷地内の配管工事や水洗トイレへの改造、台所や風呂などの改修工事を伴うことが多く、個人の消費を拡大し、地域の経済を活性化することにつながる。</p>	下水道法 浄化槽法	<p>・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画である「都道府県構想」に基づき、適切な役割分担の下、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽の整備を実施。</p>	D	<p>・「都道府県構想」とは、汚水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画であり、下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽等の整備については、この構想に従い実施されているところである。</p> <p>一旦策定された構想についても、社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行っている。</p>		群馬県	明和町	フレッシュ下水道事業による地域経済活性化構想	内閣府 国土交通省 農林水産省 環境省 総務省	1210210
1370	13702010	国土交通 省	<p>喜多方市は「蔵とラーメンのまち」として、多くの観光客を迎えているが、今後、外国人観光客の誘客を促進し地域活性化を図るため、外国人観光客の利便性を向上させるべく、次の取組みを行うこととし、国は支援措置を講ずる。なお、このことにより外国人観光客の増加を目指す</p> <p>1. 国道道における喜多方市への案内標識を、中国語、韓国語など数カ国の外国語標示に改修するとともに、喜多方市の判断により必要と思われる箇所には追加できるものとする。2. 喜多方市内における道路、河川、公園、交通機関、観光案内標識等を外国語標示とする。3. 上記については、統一デザインを市が決定し、喜多方市が一括して事業を実施できる予算とする。</p>	1. 道路法32条 道路法45条 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(標識令)	<p>1. 標識令により標示板の様式、設置者等を規定</p> <p>2・3. それぞれの設置主体が案内標識毎に必要な情報を記載している。</p>	D	<p>国土交通省補助事業、地方単独事業による案内標識整備は、事業実施主体たる地方自治体が各々の設置物につき定められた法令等の範囲内で、デザインを含め、規格等について検討し、事業が実施されることとなる。なお、支援措置230007により、各事業実施主体ごとに設置するものに関しルール化が望ましい事項についてはガイドライン化し、事業実施主体間の調整も図りつつ整備を促進することとしているところ。</p> <p>なお、市が公物管理者から占用許可を受け、市独自の予算で案内標識を整備することは制度上可能である。</p>		福島県	喜多方市	外国人観光客誘客促進のための道路標識、案内板等整備構想	国土交通省	1210340

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1374	13742010	国土交通省	デマンド型乗合タクシーの導入にあたって、まちづくり交付金により実証実験が行えるよう適用してもらいたい。これにより、高齢者等にとって、より利用しやすい運行システム、運行内容を構築し、これまでより高齢者等が容易に外出しやすくすることにより中心市街地(商店街)の活性化につなげたい。	都市再生特別措置法第47条	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。	D	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。	輸送の安全及び利用者利便を確保するという観点から、デマンド型乗合タクシーの実証実験においても、道路運送法に基づく許可を受けることが必要である。一方で乗合タクシーの許可等に関する基準の弾力化等については、地域再生推進のためのプログラム(平成16年2月27日地域再生本部決定)において、平成16年度中に措置を講ずることとされており、現在検討中である。	福島県	喜多方市	デマンド型乗合タクシー導入による地域交通・中心市街地活性化構想	国土交通省	1210490
1386	13862010	国土交通省	国の特定優良賃貸住宅制度等を活用し民間活力を導入したまちなかでの良好な住環境整備を促進するため、特定優良賃貸住宅制度の家賃補助の基礎となる「入居者負担額」の算定方法を地域の実情に合わせる。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	「入居者負担額」は地方公共団体が地域の住宅事情に応じ適切に設定することができる。 なお、国の補助金の額の算定の基礎となるものとして「入居者負担基準額」を設定している。	B-1	市町村が主体となって地域の実情に応じた住宅政策の展開を図るため、公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の一体的運用や居住環境整備に対する総合的な助成制度(住まいの安心確保助成事業(仮称))の創設を要求しており、ご提案の内容を踏まえ、この中で対応を検討。		石川県	金沢市	金沢まちなか居住支援構想	国土交通省	1210290
1402	14022020	国土交通省	足尾銅山の歴史は、日本の近代化の礎であり日本最大の銅山として繁栄してきました。その反面「公害の原点」とも言われ環境破壊の象徴として全国的に知られております。松木渓谷は足尾銅山最盛期に銅山からの亜硫酸ガスや山火事によって緑が失われ、荒廃裸地した岩肌の山が連なり、足尾を訪れる人は、荒々しい光景を目にして、一様に驚きの声を上げます。松木地区は、明治30年頃に国有林の治山事業に着手を指示したのが始まりで、昭和12年には内務省(現在の国土交通省)が直轄砂防事業に着手、その後昭和32年から林野庁、建設省、栃木県の3者による本格的な荒廃地の緑化事業が開始された。以後50年にわたり継続され事業を実施しております。このように長きにわたり治山・治水事業が行われ、現在まで荒廃地の約50%の緑化が完了しているといわれております。これからも緑の回復事業は実施されることと考えます。また、環境への関心が高まりNPOやボランティアなども活発になりつつありますので、この地域を環境学習地として指定地域に認定いただくことで、環境破壊の恐ろしさ、緑の回復のために莫大な時間とエネルギーが必要かを歴史的な背景を踏まえ後世に伝える地域とする。そのため各省庁の枠を超えたプロジェクトがこの地域で展開される地域指定を提案いたします。	事業の根拠・砂防法第13条 【国庫の負担】 ・砂防法施行規程第8条の3 【国土交通大臣の認可事項】 “河川局所管国庫補助事業に係る全体計画の認可について” (最終改正：S52.4.1 建設省河総発第109号)	砂防事業に係る環境計画作り・渓流環境整備計画の策定について(H6.9.13 建設省河砂部発第10号) 「自然環境・景観の保全と創造及び渓流の利用等配慮した砂防設備計画として策定」 「松木山腹工緑化ガイドライン(案)の策定」～松木地区の緑の復元を目指して～ 足尾砂防えん堤周辺の山腹斜面の緑化を進めることにより、土砂流出を抑制し、地域の安全を確保することを主たる目的として、砂防事業担当事務所(関東地整渡良瀬川河川事務所)と学識経験者・地域住民・行政・NPO等で構成した委員会における検討により、上記ガイドラインをH16.4.に策定し、公表している。	D	提案を受けている「国の治山・治水事業地を自然林・荒廃地・緑の回復地を学習できる環境学習地としての地域指定とモデル地区とする」については、認定制度自体は無いが、環境学習地としての利用は前述の「松木山腹緑化ガイドライン(案)」に基づき対応可能である。その詳細としては、添付資料「エコミュージアムあしおの創造」“環境問題と産業遺産の学習地足尾をめざして”において記述されている、事業テーマ「松木地区の環境破壊の伝承と環境保全」 2-(2)自然破壊と緑の再生の記録 ・緑化事業の工法、記録の保存 2-(6)関係省庁県の治山・砂防事業に伴う地域再生の支援 ・緑化事業の段階的実物保存 ・砂防事業と治山事業の連携と事業の記録、工法、資料等の公開等について、現状で対応可能である。	添付資料 - 有 関東地整 渡良瀬川事務所を中心作成された、「松木山腹工緑化ガイドラインの策定について」の記者発表資料について添付	栃木県	足尾町	エコミュージアムあしおの創造「産業遺産を活用した観光振興」	国土交通省 環境省 文部科学省 農林水産省	1210330

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1409	14092030	国土交通省	資源循環型エネルギーセンターの整備を予定している市内二町谷地区(埋立地)への進出企業は、資源循環型エネルギーセンターのユーザーとして、ゼロエミッション化に向けた先導的な役割を果たす存在であるという点に鑑み、これら企業が「新エネルギー導入事業を行う」者、「省エネルギーの取り組み」を行う者であり、また、「エネルギー有効利用型の建物設備等の導入」する者であるとの認知を得るために必要な運用基準を設けられたい。同時に、複数の補助金の併用ができるよう包括的承認等の統一的運用を求める。	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(以下「法」という。)第4条第1項	事業者等が行うエネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用の促進に関する自主的な努力の指針(以下「努力指針」という。)第三(二)第1項	D	法において、建築物(住宅を除く)の建築をしようとする者が、エネルギーの合理化に資する事業活動を行おうとする際に、当該事業活動に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受け、承認を受けた事業活動は、日本政策投資銀行による低利融資の対象となっている。「エネルギー有効利用型の建物設備等の導入」する者であるとの認知を得るための運用基準は努力指針により規定されている。基準への適合不適合を判断するにあたり、エネルギーの効率的利用を図ることができる設備又は器具(以下「エネルギー利用効率化設備等」という。)を設置することにより、エネルギー量を熱量に換算する際の係数として既定の数値を下回る有利な数値を採用することが可能となっている。	「エネルギー有効利用型の建物設備等の導入」する者であるとの認知を得るための運用基準は努力指針により規定されている。なお、提案理由に「団地一体としての取り組みについても、補助対象となるよう運用基準の緩和を提案する」とあるが、建築物省エネルギー推進事業による低利融資制度においては、団地内のエネルギー利用効率化設備等を活用する場合には、個々の施設に係る基準への適合不適合を判断するにあたり、エネルギー量を熱量に換算する際の係数として当該エネルギー利用効率化設備等による有利な係数を採用することができるため、団地一体の取り組みについても評価可能であり、現行制度で対応可能となっている。	神奈川県	三浦市	6次経済の構築による三浦スタイル展開プロジェクト	経済産業省 国土交通省	1210030
1435	14351010	国土交通省	沿岸部では、津波の被害が想定されることから特定利用斜面保全事業による避難場所の確保が重要であるが、採択基準が通常の急傾斜地崩壊対策事業との経済比較により安価でないと採択できない、となっているため事業化できない。そこで避難場所の確保が可能となるようにコスト比較を行わずに事業化出来るよう緩和する。	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第21条	急傾斜地崩壊危険区域のうち、他の公共・公益事業者と急傾斜地崩壊対策事業者が事業計画を調整することによって、より望ましい斜面空間利用の誘導を図ることを目的として、必要な急傾斜地崩壊対策工事を行うもの。	D	特定利用斜面保全事業の採択基準は、通常の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準と同じでコスト比較の規定はない。なお、特定利用斜面保全事業における公共用地の開発事業(避難場所の確保等)に係る部分の工事については、急傾斜地崩壊対策事業者と他の公共・公益事業者の双方で費用負担することが基本となっており、連携することにより効率的な事業が実施できる。		和歌山県	和歌山県	東南海 南海地震による津波からの避難場所の確保	国土交通省	1210610
1442	14422040	国土交通省	光ファイバーの整備(埋設工事)に対する国庫補助事業を調整区域にも適用	電線共同溝の整備等に関する特別措置法	電線共同溝の整備に対して国から1/2を補助 ただし、道路の新設又は改築に伴うものである場合には、当該道路の新設又は改築に係る補助率及び国庫負担率を適用	D	電線共同溝整備事業に関する補助事業採択基準において、市街化調整区域での補助事業採択を制限する規定は設けられておらず、「市街化調整区域における電線共同溝の整備を可能としたい旨の提案」であれば、現行制度で対応可能。		静岡県	沼津市	富士山麓リサーチパーク構想	国土交通省	1210350

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1474	14742020	国土交通省	社会資本の選択集中型整備事業を推進するため、地元のニーズにあった基盤整備を限られた財源のなかで効率的に行うことができるよう、「関西州(産業再生)特区」に対して、社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費等を一括交付すること。	都市再生特別措置法第47条	社会資本整備事業調整費(H16予算額:120億円) 長期計画に基づく計画的な社会資本整備の推進を図るとともに、所管の異なる公共事業間の調整、その前段となる調査の総合的調整等を行うため、緊急性・必要性の高い事業・調査に充当する機動的な予算措置(目未定経費) 都市再生プロジェクト事業推進費(H16年度予算額:100億円) 都市再生本部において決定されたプロジェクトの推進を図るため、緊急性・必要性の高い事業・調査に充当する機動的な予算措置(目未定経費) まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。 交付金は、計画に位置付けられた事業にどのように充てても自由であるなど、市町村の裁量性を高めた制度となっている。	E C	社会資本整備事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費は、予算編成段階では想定し得ない年度途中の状況変化のため、当該年度に追加的に予算措置を行わなければならない緊急性・必要性が高い個別の事業・調査に充当する経費であって、特定の計画に対し一括交付するものではない。 まちづくり交付金では、身の回りの生活の質の向上等を図るため、最も基礎的な自治体として、地域の特性や地域が抱える課題等を最もよく把握している市町村を事業主体としているものである。 州に交付することは上記の制度趣旨に反するため、制度拡充はできない。		大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	社会資本の選択集中型整備事業の推進	国土交通省 環境省	1210430
1499	14992010	国土交通省	地域のまちづくりやコミュニティの核である「まつり」をテーマとした集客など地域経済の活性化に寄与する民間プロジェクトに対して、交付金や投資ファンドを活用した(仮)まつりファンドの創設。	都市再生特別措置法 民間都市開発の推進に関する特別措置法	・民間都市開発推進機構の業務として対応している業務はない。	A	・まち再生まると支援事業(仮称)の創設を要求。	資料を添付	福岡県	福岡市	九州・アジアの賑わいの都「福岡」	国土交通省	1210600
1507	15072010	国土交通省	開設後、長い年月を経過した公園は、高齢者、障害者や児童をはじめとする全ての住民が利用しやすいよう再整備する必要性が高いものが数多くある。現在の「都市公園事業」における対象事業は、新規に設置する公園のみと限定されているため、幅広い利用者に対して配慮したバリアフリー化を行い、住民ニーズに対応した公園としてリニューアルを図り、利用者の利便性の向上が期待できる公園を整備する場合にも、適用とし、住区基幹公園の面積要件を限定しないほしい。	都市公園法第19条 都市公園事業採択基準	公園施設の維持補修等に係る経費については、原則地方財源で行われるものであるが、バリアフリー化や防災機能向上等の施設の機能アップにつながるような改築等のリニューアルに対しては補助の対象となる。	D	バリアフリー化や防災機能向上等の施設の機能アップにつながるような改築等のリニューアルに対しては補助の対象となり、新設する公園のみとの限定はない。		栃木県	宇都宮市	宇都宮まちづくり創生構想	国土交通省	1210220

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1507	15072020	国土交通省	土地区画整理事業は、権利者との協議が整わない場合、本体部分の施工が着手できない状況があるため、迅速かつ円滑な基盤整備を図り、良好な街並みの形成するためには、区域内で交付された補助金を柔軟な運用を図ることで、早期の事業完了が期待できることから、交付された補助金の総事業費内における直接工事・用地対応工事間の流用については、弾力的な運用を可能にしてほしい。	公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成15年5月27日付け国土交通省都市・地域整備局長通知） 公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日付け国土交通省都市・地域整備局長通知）	「直接工事と用地対応工事に区分」することについては、実施要領及び実施細目においては何ら定められておらず、直接工事・用地対応工事間の流用については現在でも可能である。	D	「直接工事と用地対応工事に区分」することについては、実施要領及び実施細目においては何ら定められておらず、直接工事・用地対応工事間の流用については現在でも可能である。		栃木県	宇都宮市	宇都宮まちづくり創生構想	国土交通省	1210230
1508	15082010	国土交通省	地域再生計画や構造改革特区計画に位置付けられている事業のうち、目的を達成するために有効かつ重要な事業を「まちづくり交付金」を活用して、実施する場合は、「まちづくり交付金」の交付対象事業の要件については、弾力的に運用してほしい。	都市再生特別措置法第47条	まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、支援対象の選択は自由となっている。	C D	まちづくり交付金は、市町村が中心となって行う都市の再生に関する事業等を支援する措置であり、公共公益施設整備事業や面的整備事業等の基幹事業と市町村の自由な提案に基づく事業とを組み合わせることで一体的に助成することとしている。 提案事業のみを位置付けた都市再生整備計画に対して交付金を交付することは、基幹事業と提案事業の組み合わせによる効果的なまちづくりに対する支援というまちづくり交付金の趣旨に反する。 なお、公園区域内における急傾斜地等の対策は、基幹事業「公園」の対象となる可能性がある。		栃木県	宇都宮市	大谷地域文化観光再生構想	国土交通省	1210390

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1509	15092010	国土交通省	<p>東海地震発生の可能性が懸念される中、当市においても地域防災計画を策定し、各種防災活動の総合的かつ計画的な実施を図っており、現在市内小中学校をはじめ、民間住宅に対する耐震補強、診断を重点事業として取り組んでいる。災害時の市民の生命や財産を保護し、被害を最小限に軽減するため、今後更なる取り組みを推進する必要があるが、その際次の様な問題点が考えられる。</p> <p>各公共施設や民間住宅などに関する国庫補助負担金は、同一の目的であっても、所管省庁がその施設の管轄ごとに分散されている。その他、道路、鉄道、電力、上下水道、ガス等のライフライン整備についても同様の状態である。したがって、各分野での耐震に対する一体整備を実施する際にも、その手続きに膨大な事務量を要することが足かせとなり、効率的な資金運用の弊害となっているだけでなく、計画的なまちづくりが実施しにくい状況にあり、地域裁量が発揮しにくい。</p> <p>国の財政措置は、対象施設によっては国庫補助負担金ではなく、起債対象としてその事業を認めているものもあるが、現在の市の財政状況では起債による事業実施には限界があり、事業進捗が遅れる、または滞ることが想定される。</p> <p>現実として、単一の自治体においても、各地区ごとにコミュニティが形成され、防災時の取り組みや利用施設も市内全域で統一ではない。従って、市内の公共施設等を「点」で整備するのではなく、各エリアごとに必要な避難所、病院等を「面」としてとらえ、総合的に整備していくことが必要であり、国庫負担補助金が一元化されることで、自治体の裁量において、地域の特性に合わせた耐震事業が計画的に実施できる。</p>	都市再生特別措置法第47条等	住宅の耐震診断については、地方公共団体の補助額の1/2以内を補助、耐震改修については、大規模地震が想定される地域において、地震時に道路を閉塞するおそれのある住宅に係る改修工事費の8%を上限として地方公共団体の補助額の1/2以内を補助。建築物の耐震診断については、地方公共団体に対して診断費の1/3以内を補助、耐震改修については、大規模地震が想定される地域において、多数の者に影響のある建築物に係る改修工事費の6.6%を上限として地方公共団体の補助額の1/2以内を補助。まちづくり交付金は、まちづくりの目標と目標を達成するため実施する各種事業を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画が都市再生基本方針に適合している場合、年度毎にまちづくり交付金を交付する制度。	住宅・建築物の耐震診断・改修についてはA、まちづくり交付金についてはD	国土交通省では、平成17年度概算要求において統合補助金化等補助金改革に取り組んでいます。耐震事業に関しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に対し総合的に支援する制度の創設を新たに要求します。さらに、まちづくり交付金は、市町村の自由な発想に基づく事業を支援対象としており、道路、公園、下水道、河川などの公共施設や特定有料賃貸住宅等の耐震化については、都市再生整備計画に位置付けることにより対応可能です。このような取り組みにより、地域にとって使い勝手のよい補助制度への改革を推進します。		愛知県	犬山市	犬山安心 安全まちづくり推進構想	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	1210040
1515	15152010	国土交通省	<p>本市は「さわやかで美しい環境のまち」の実現に向け取り組んでいる。</p> <p>平成12年3月 ISO14001環境マネジメントシステム認証取得</p> <p>平成15年4月 湖西市環境基本条例施行 平成16年3月 湖西市環境基本計画策定 平成16年3月 湖西市地球温暖化対策実行計画作成 平成16年度 道の駅実施計画書作成 平成17年度 道の駅整備実施</p> <p>地球温暖化対策実施計画に沿って、この風光明媚な場所に位置する施設「道の駅」にクリーン・エネルギーを導入し利用者に、環境意識の高揚を促す。導入に対しては、その施設規模から「地域新エネルギー導入促進事業」による設置費支援。「環境と経済の好循環のまちモデル事業」の採択により、質の高いクリーン・エネルギー導入促進をしようとするものです。</p>	道路開発資金貸付要綱	本制度は、道路に関する公共の利益に資する事業を行う民間事業者等に対し、道路整備特別会計を原資とする貸付金及び民間資金による長期かつ低利の融資を行うことにより、道路の多様かつ総合的な機能開発及び高度利用の促進を図るものである。	D	道の駅における休憩施設等は、道路開発資金貸付要綱において、貸付対象事業とされており、当該施設に電力を供給する設備である風車は貸付対象となる。(但し、他の補助事業の対象として行われる設備等は除く)		静岡県	湖西市	クリーン・エネルギー導入促進 風車のまち 構想	環境省 経済産業省 国土交通省	1210240

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1533	15332010	国土交通省	<p>・蛍が舞う川づくり(蛍の環ネックレスのかわ)</p> <p>地域の川やその周辺をかつてのように蛍が舞う憩いの空間として保全・再生し、都市部との交流促進と地域の活性化を図るため、法河川、準用河川、普通河川、農業用水路、ため池など(上流域から下流域まで)に係る改修・整備に関する各省庁の補助制度の横断的な施策連携</p>	<p>地方財政法第16条 H15.7.11付け国土交通省告示第1038号 「国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件」 H12.10.20付け都道府県知事宛河川局長通知「都市基盤河川改修費補助制度について」 H16.3.30付け各都道府県知事、政令指定都市市長宛河川局長通知「統合準用河川改修費補助制度について」</p>	<p>都市基盤河川改修事業：都市河川対策として必要な河川の改良工事で、市長が施行主体であるものについて補助するもの。(国：1/3、都道府県：1/3、市：1/3) 統合準用河川改修事業：河川法第100条に基づき市町村長が指定する準用河川に係る河川工事のうち、一定の要件を満たす事業について、事前に作成した事業計画(「準用河川改修事業計画」)に基づき補助金を交付し、補助金の配分等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととしているもの。</p>	法河川(1級・2級河川)に関する事業：A 準用河川に関する事業：D	<p>統合準用河川整備事業は、市町村が、「50戸以上の家屋の氾濫被害防止に資する」「農業用水路からの廃水を処理するため必要」等の要件のいずれかを満たす準用河川を市町村が策定する「準用河川改修事業計画」に位置づけ、同じく市町村が策定する毎年度の事業計画に基づき、都道府県により補助金の配分が行われる統合補助事業です。 準用河川については、当該準用河川の改修事業を1級・2級河川、農業用水路、ため池等と一体的に行えるよう「準用河川改修事業計画」に反映させることにより、補助制度の横断的な施策連携が可能になると考えます。 また法河川(1級・2級河川)については、ご提案の都市基盤河川改修事業については、整備状況の上流と下流のバランスの調整が必要等の理由により、統合補助金とはなっておりませんが、環境整備事業を対象とした河川環境整備事業補助について、平成17年度概算要求において、「水系環境整備事業(仮称)」として統合補助金化する要求をしているところです。同事業においては、1級・2級河川のうち、市町村長が施行主体となる事業についてもその対象としているため、同要求に基づけば、1級・2級河川についても、準用河川と同様、補助制度の横断的な施策連携が可能になると考えます。 なお、予算制度とは異なりますが、国土交通省と農林水産省では、河川と水田・農業水路間の魚類等の生息環境の改善に向けた基本的考え方や目標設定、具体的改善方法、さらには連携事業における課題を整理した手引きを作成、全国に配布すること等により、事業分野間の適切な調整を推進しております。</p>		福岡県	北九州市	小倉南区発「日本のふるさと」推進プロジェクト	農林水産省 国土交通省	1210250
1541	15412010	国土交通省	<p>国と地方が共に必要であると認める特定の直轄・補助国道において、道路予算の確保ができない場合、例えば、「一時的に地方の負担(資金の地方調達)で先行整備し、その経費を国が後年度精算する制度創設(NTT-Bの対象拡大等)」などにより、交流ネットワークの整備促進を図り、地域経済の活性化、地域雇用の創造を図る。</p>	道路法	<p>道路法第12条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。 道路法第50条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその3分の2を、都道府県がその3分の1を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその2分の1を負担するものとする。</p>	D	<p>直轄国道及び補助国道の整備については、国と地方が調整の上、各年度、当該事業の必要性や緊急性等に見合う予算を確保しているところであり、現行の仕組みでも国・地方が必要と認める事業を実施することが可能。</p>		佐賀県	佐賀県	佐賀県特定地域幹線道路の地方先行整備構想	国土交通省	1210360
1567	15672010	国土交通省	<p>バイオマス利活用の推進に関して、各省庁横断的な課題や一元的に取り組むべき施策が多く、関係省庁が多岐にわたり関連事業も分散している。その結果、事業の調整手続きに時間を要したり一体的な施策展開が困難となっている。 バイオマスの利活用を効果的に進めるためには、各地域の状況に応じた関係者の連携を基礎に、バイオマスの発生から消費までをつなぐ循環システムを構築する施策展開が不可欠であり、条件整備も一体的に行う必要がある。 このため、国における総合的な調整や情報提供などを行うワンストップの窓口を設置し、各自治体や民間企業からの提案公募の下に、既存の事業や省庁の枠にとらわれずバイオマス利活用推進への助成を行う、「バイオマス振興調整費」(仮称)や特別交付金といった弾力的に予算を活用できる制度の創設を提案する。</p>		<p>施策の目的に応じて、担当部局が存在し、各々の目的に応じた支援措置を講じている。</p>	C	<p>バイオマスに関する施策については、農林水産省が総合調整等の機能を担いながら関係省間で連携して施策を進めており、さらなる組織の新設は難しい。また、バイオマスの利活用支援についても関係省が連携した措置を講じており、別途新たな予算の新設は難しいが、地域のバイオマスタウン構想の実現に向け、関係府省間のさらなる連携強化を図っていくこととしている。</p>		千葉県	千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	文部科学省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省	1210050

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1568	15682010	国土交通省	掛川市が整備を推進している公共基準点は、単なる用地境界の管理のためでなく、不動産登記法第17条地図整備を推進し、地籍の明確化と合わせて、地籍調査事業を促進させるためのものである。よって、今後整備する基準点については、地籍明確化推進基準点として補助対象事業となるよう運用していただきたい。	国土調査法	地籍調査は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊にまとめるものであるが、調査の一作業工程として、各筆の位置について国家座標に基づいた測量を行うため、測量の基礎となる基準点(図根点)を設置している。	D	地籍の明確化を目的とする地籍調査においては、统一的に定められた精度を満たすために必要な基準点(図根点等)を設置する必要がありますが、これについては既に負担金の対象として措置されているところ。また地籍調査の実施地域等については、実施主体である市町村等がその実情に応じて定めることができますので、掛川市においても、事業計画に規定することにより、広範な地域において基準点を設置することが可能です。 なお、国土交通省としても、平成16年度から都市再生街区基本調査を実施し、全国の都市部の地籍整備に必要な基準点を高密度に設置することとしています。		静岡県	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	国土交通省	1210060
1587	15872010	国土交通省	市町村による除雪事業費補助は、現行では認められておらず、全国的な豪雪の場合の特例であり、局部的な豪雪の場合は適用されていないため、適用基準を緩和し、市町村の除雪事業についても、補助できるようにする。	-	市町村道の除雪費については、地方交付税や特別交付税により措置されており、通常は国庫補助の対象とはしていない。	D	市町村道の除雪費用は、普通交付税や特別交付税により地方財政措置で手当てしている。幹線市町村道除雪費補助の臨時特例措置は、昭和52年豪雪において、地方財政措置だけでは特定の市町村に過大な負担が生じたことから実施したものであり、その後昭和56年豪雪、59年豪雪、60年豪雪、61年豪雪、13年豪雪時に発動されている。発動基準や市町村の指定基準については、臨時特例措置ということで豪雪の状況に応じて運用している。		北海道	北海道	地域一体型除雪・防災プラン	国土交通省	1210550
1587	15872020	国土交通省	現行の災害復旧事業では、豪雪等により道路又は付属施設等に被害があった場合は、その復旧については採択されるが、除雪費費用については、認められていないため、制度の見直し、又は運用を緩和し、除雪費用についても支援されるようにする。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行令	災害査定時においては、施工時期が夏期・冬期いずれになるか確定していないが、工事を実施する時点において、真にやむをえず冬期施工しなければならない場合には、通常の維持管理の範疇に入る除雪を除き、当該施設の災害復旧事業の施工のために必要とする範囲内で、除雪費を準備工として実施設計に計上することを許容しており、国庫負担対象とする運用を行っていることから、現行の規定において既に対応可能となっている。	D	災害査定時においては、施工時期が夏期・冬期いずれになるか確定していないが、工事を実施する時点において、真にやむをえず冬期施工しなければならない場合には、通常の維持管理の範疇に入る除雪を除き、当該施設の災害復旧事業の施工のために必要とする範囲内で、除雪費を準備工として実施設計に計上することを許容しており、国庫負担対象とする運用を行っていることから、現行の規定において既に対応可能となっている。		北海道	北海道	地域一体型除雪・防災プラン	国土交通省	1210560
1587	15872030	国土交通省	防雪事業、凍雪害防止事業と除雪事業を統合し、雪寒対策を総合的に実施できる統合補助金制度を創設する。(統合補助金化までの過程にあつては、防雪・凍雪防止事業等から除雪事業への流用についての運用を緩和し、柔軟に実施できるようにする。)	道路整備特別会計法施行令 財政法	道路特会法施行令(歳入歳出予算額各目明細書)第5条 国土交通大臣は、財務大臣の定めるところにより・・・歳入歳出予算各目明細書を作成し、・・・財務大臣に送付しなければならない。 財政法第33条第2項 各省各庁の長は、各自の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。	D	防雪事業と凍雪害防止事業補助については、地方道路整備臨時交付金の活用により、一定の地域で一体的に行われる必要のある複数の事業について、地方の裁量による事業が実施でき、現行制度でも可能。 なお、事業間の資金の流用については、緊急性・必要性があれば所要の手続(財務大臣の承認)により可能。		北海道	北海道	地域一体型除雪・防災プラン	国土交通省	1210570

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1594	15942022	国土交通省	日本語表記だけの案内表示では分かりにくい、中国語、朝鮮語等も表記した表示を整備して、「わかりやすい」観光地を実現する必要がある。 また、携帯電話のGPS機能やICタグを活用したナビゲーションシステム、観光案内サービス、翻訳サービス等の実現も「わかりやすい」観光地実現のために考えられる。このシステムの実現により、「わかりやすい」観光地を提供したり、新たな観光ビジネスを創造したりするのみでなく、アジアの人々の多くは日本に対して「近代的なイメージ」を抱いているため、新たな観光資源として、集客力を高めることも考えられる。			(後段について) A	(後段について) 「自律的移動支援プロジェクト」で検討しているエッチップと携帯端末によるシステムを活用し、高齢者や外国人観光客に対してわかりやすく適切な観光情報等を容易な操作で携帯端末に表示させる「観光情報プラットフォーム」の技術仕様の標準化に向けた実証実験を要求。 (GPSの活用については概算要求に反映していない)		東京都	株式会社東京リガルマインド	外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想」	国土交通省	1210650
1601	16012010	国土交通省	高齢者の住み替えが円滑に行われるよう、買い替えに伴う住宅金融公庫融資制度への支援措置 住み替えに伴い住宅の買い換えを行う場合、住宅金融公庫のローンの返済が残っていても、その抵当権の同時抹消が行えるようにする。 高齢者が持家を定期借家制度を活用して賃貸化する場合、そのリフォーム工事に対して住宅金融公庫の融資を受けられるようにする。	住宅金融公庫法第17条(業務の範囲)	新規融資を実施するに当たり、既に融資物件に設定されている抵当権を同時に抹消すること(以下「同時決済方式」という。)については、現行の制度の下で行われている。 公庫のリフォーム融資では、特別な事情により融資物件に一時的に居住できなくなった場合に融資物件を第三者に賃貸することを認める運用を行っている。	D D	福岡県下の公庫融資の取扱金融機関の中にも同時決済方式を実施しているところがあることから、当該金融機関に係る情報の提供を通じて、利用を促進することとする。 リフォーム融資について、定期借家制度を活用して高齢者が一時的に持家を賃貸する場合も対象とする運用を明確化する。		福岡県	福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	国土交通省	1210300
1602	16022010	国土交通省	地方公共団体単位で、数路線を一括国庫補助採択されることにより、路線間の補助金流用等、手続きの簡素化が図られ、かつ地方公共団体の自由裁量が確保でき、ひいては、計画的な都市計画道路の整備が図られる。	-	地方道路整備臨時交付金は、地域の課題に対応した計画に基づいて、連携して行われる複数の道路整備をパッケージで支援する制度。	D	地方道路整備臨時交付金は、地域の課題に対応した計画に基づいて、連携して行われる複数の道路整備をパッケージで支援する制度であり、当該制度を活用すれば現行制度で一括採択は可能。		大阪府	高槻市	都市計画道路ネットワーク形成支援	国土交通省	1210260
1612	16121020	国土交通省	高齢世帯等が所有する戸建住宅について、当該高齢世帯等の円滑な住み替え・若年世帯の導入等を目的に借上公営化する際に、公営住宅等整備基準の住戸の基準の床面積要件(80㎡、特別の場合は85㎡)を適用除外とする。	・公営住宅等整備基準(H10.4.21建設省令第8号)第9条1項	公営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。次項において同じ。)は、十九平方メートル以上八十平方メートル以下のものとする。	B-1	市町村が主体となって地域の実情に応じた住宅政策の展開を図るため、公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅の一体的運用や居住環境整備に対する総合的な助成制度(住まいの安心確保助成事業(仮称))の創設を要求しており、ご提案の内容を踏まえ、この中で対応を検討。		兵庫県	兵庫県	明舞団地再生構想(現 明舞団地再生計画)	国土交通省	1210670

構想プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	省庁名	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概算要求への反映状況	その他	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	規制所管省庁 関連省庁	管理コード
1641	16412030	国土交通省	当市がオリベストリート事業を推進する本町筋は、「蔵のある風景」として景観に対しても配慮を行い、通り沿いの家屋、店舗について新、改築に際し、景観に沿った建物の建築をお願いしているが、街並み整備助成事業について補助方法(直、間接及び補助率等)の見直しを求めるものである。	街なみ環境整備事業制度要綱(平成5年4月1日付建設省住整発第27号)第18第4項	国は事業主体に対して、事業主体が街なみ整備助成事業として施行者に補助する費用について、予算の範囲内において、当該費用の2分の1以内で、かつ、施行者が行う街なみ整備助成事業の対象事業に要する費用の3分の1以内を補助することができる。	C (電線地中化に際しての形態制限についてはD)	良好な景観の形成を促進するため、地方公共団体は、国との適切な役割分担のもと、その区域に応じた施策を策定し、及び実施することが重要であり、街なみ環境整備事業では、地区内の居住者等の意見を勘案し街なみ環境整備方針を定め、地区施設を整備や、地区内の土地所有者等が行う協議会活動・修景施設の整備等に対し助成等する事業主体(市町村等)に対し、その費用の1/2(修景施設の整備等については、かつ当該補助事業費の1/3)を国が補助することにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成を図ることとしているため、個々の建築物についての直接補助の実施等の補助方法の見直しを図ることは困難である。 なお、街なみ環境整備事業においては、電線地中化に際しての形態制限を設けていない。		岐阜県	多治見市	オリベストリート構想	国土交通省	1210270
1647	16472010	国土交通省	豊中市は、独り暮らし高齢者世帯の割合が、全国平均より1割も高い状況にある。しかし、現行、介護認定制度では、予防介護の視点が薄い状況にある。指定通所介護事業所は、介護保険制度における要介護認定者のみの利用に限定されるため、虚弱傾向にある介護保険制度非該当者は利用できない状況にある。この指定通所介護事業所について、独り暮らしであって、要介護状態にない高齢者の利用を可能にすることにより、自立生活の延伸につながる。また、大阪国際空港周辺の第2種区域外に存する移転保障跡地のうち、指定通所介護事業所の近隣に位置する未利用跡地について、市が無償貸与を受け、これを農園として指定通所介護事業所の管理するところとし、この農園において、高齢者や保育所等児童、市民が農作業を行うことにより、利用者同士の交流が図れ、介護状態への進行防止等予防介護の効果が期待できることから、この事業実現に関連する補助金について、地方の自主性・裁量を発揮できるよう、用途の自由化を図られたい。また、この取組みを通して指定通所介護事業所を地域の社会福祉資源とし、予防介護の推進拠点や地域福祉・地域交流の推進の場として活用することができる。	国有財産法第22条 公共用飛行場周辺における航空機騒音における障害の防止等に関する法律	国有財産法22条1項により、無償で貸付ができるのは、公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、尿尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供する場合等に限定されている。2項では、無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができないとされている。	C	現行法令の規定により無償貸付することはできない。 なお、仮に提案内容で第2種区域外に存する移転補償跡地について有償貸付を前提とした場合にも、基本的には売払い処分が原則である。ただし、やむを得ない場合に限り地方公共団体に対して公用、公共用の用途として有償貸付することは可能である。 (注)要望のうち、当省所管の未利用跡地に関する事項について回答		大阪府	豊中市	お達者あんしん高齢者サービスセンター構想	厚生労働省 財務省 国土交通省	1210540
港湾局 計画課 白井 正興 (内線 46327) shirai- m88s3@ mlit.g o.jp	16172010	国土交通省	民間の専用岸壁やさん橋の前面水域の浚渫は、基本的に民間にゆだねられていることから、大規模な企業が所有する施設をのぞいて、その前面の水深が浅くなったまま放置されているのがみられる。これらの前面水域の浚渫で、その公共性・公益性が認めうるものについて支援を行い、港湾としての施設の適切な活用と、臨海部における企業活動の活性化を図ることを提案する。	企業合理化促進法、港湾法	事業者は、港湾施設の建設、改良、維持又は復旧を港湾管理者に対して申請することができる。港湾管理者は、事業者によるその受益の限度において工事に要する費用の一部を負担させることができる。国は、予算の範囲内において、その全部若しくは一部を負担し又は補助することができる。	D	水域施設について、産業関連事業(補助事業)として、企業者の申請により港湾管理者が整備を行う。		神奈川県	横浜市	民間岸壁やさん橋の前面水域浚渫	国土交通省	1210530

地方鉄道の再生に対する支援

添付資料

**地方鉄道は疲弊
鉄道の利便性向上は
都市・地方に共通の課題**

地方鉄道における取組み
事業者のサービス改善努力
地域のマイレール意識 & 積極的支援
国の重点的・戦略的関与

地方鉄道の再生
地方鉄道の魅力向上 利用促進
事業基盤の強化 / 地域に活力

地域
(関係自治体、地元経済界、住民等)

具体的支援

- 財政的支援 (近代化補助、協調補助、固定資産税減免、上下分離、基金の造成、運営費補助等)
- まちづくり (駅広、P&R、駐車場等の整備、沿線での公共施設整備等)
- 観光振興とのタイアップ
- NPO、住民等による業務支援
- その他
- イベント等利用促進の取組
- マイレール意識の普及



鉄道事業者

再生計画の策定・実施

目的と効果の明確化

ハード施策

- 速達性向上 (曲線改良、軌道強化、追越し設備整備、変電所・き電線改良等)
- フリークエンシー・輸送力・快適性向上 (行違い設備整備、部分的複線化、車両の増備等)
- 高齢者対応・バリアフリー化 (駅舎のバリアフリー化、ホーム段差解消等)
- 乗継ぎ改善、アクセス改善 (ICカード導入、相直、延伸、P&R、駐車場駐輪場整備)
- 情報提供機能の向上 (駅における情報端末、等)
- まちづくり連携 (駅舎改修、駅の新設等)

ソフト施策

- サービス改善 (ダイヤ改善 < 始発列車の繰上げ、最終列車の繰下げ、列車の増便 > 運賃値下げ等)



国

< 地方鉄道の再生に対する国の関与 >

- 利用者利便の増進
- 中小性、脆弱性に対する補完
- 環境改善その他 21 世紀的課題への対応
- 事業者・地域の主体的で連携した取り組みに対し効果的に支援

近代化補助による重点的支援

- 優先採択
- 計画期間中の黒字転換事業者への補助継続
- 補助メニュー拡充 (アンダーライン)
- 補助率高上げ

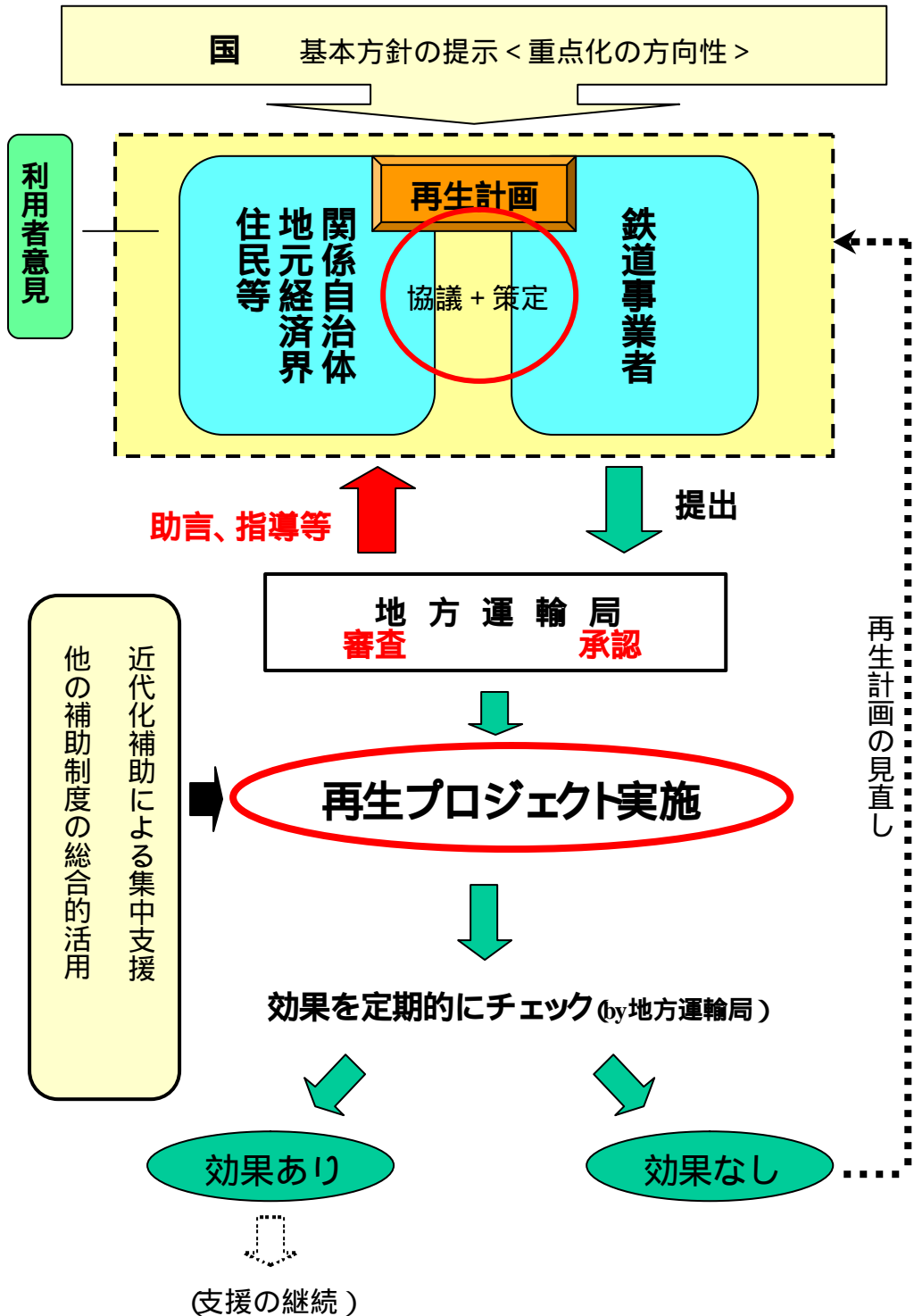
幹線鉄道等活性化補助等による支援

運輸局による支援

- ベストプラクティスの提供等による助言
- バスのフィーダー化 等

地方鉄道の再生フロー

添付資料



～松木地区の緑の復元を目指して～ 松木山腹工緑化ガイドラインの策定について

記者発表資料

松木地区は渡良瀬川最上流域に位置し、地区内は足尾荒廃地といわれているように、過去の銅製錬に伴う亜硫酸ガスの発生などが原因で山から緑が失われ、極度に荒廃している状況にあります。

国土交通省では、山腹工によって土砂流出を抑制し地域の安全を確保するとともに、荒廃した自然環境の改善および生態系の回復を目的として、有識者や関係機関等を含めた委員会で「松木山腹工緑化ガイドライン（案）」をとりまとめましたのでお知らせします。

本ガイドライン（案）の主な特徴は以下のとおりです。

山腹斜面の緑化により土砂流出を抑制し、地域の安全を確保することを主目的とし、松木地区にふさわしい樹林体の形成による、自然環境の復元を目指します。

厳しい緑化条件に対して、より効果的な緑化手法へと改善していくために、継続的なモニタリング調査を実施することとしました。また、そのモニタリング結果を踏まえて、見直しを行いながら緑化事業を推進することとしました。

ボランティアとの連携を強化し、今後も協力体制を維持しながら緑化に取り組んでいくこととしました。

緑化事業の成果を砂防学習・環境学習の場や観光資源として活用するなど、地域への貢献に配慮した内容としました。

今後、本ガイドラインに基づき、地域の方々と連携を図りながら、平成16年度から試験植栽を実施し、緑の復元に取り組んでゆきます。

平成16年4月28日

国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、さいたま新都心記者クラブ
横浜海事記者クラブ、神奈川県建設記者会

問い合わせ先

国土交通省渡良瀬川河川事務所 TEL 0284-73-5559

副所長

やまもと

山本

じゅんいち

順一（内線205）

砂防調査課長

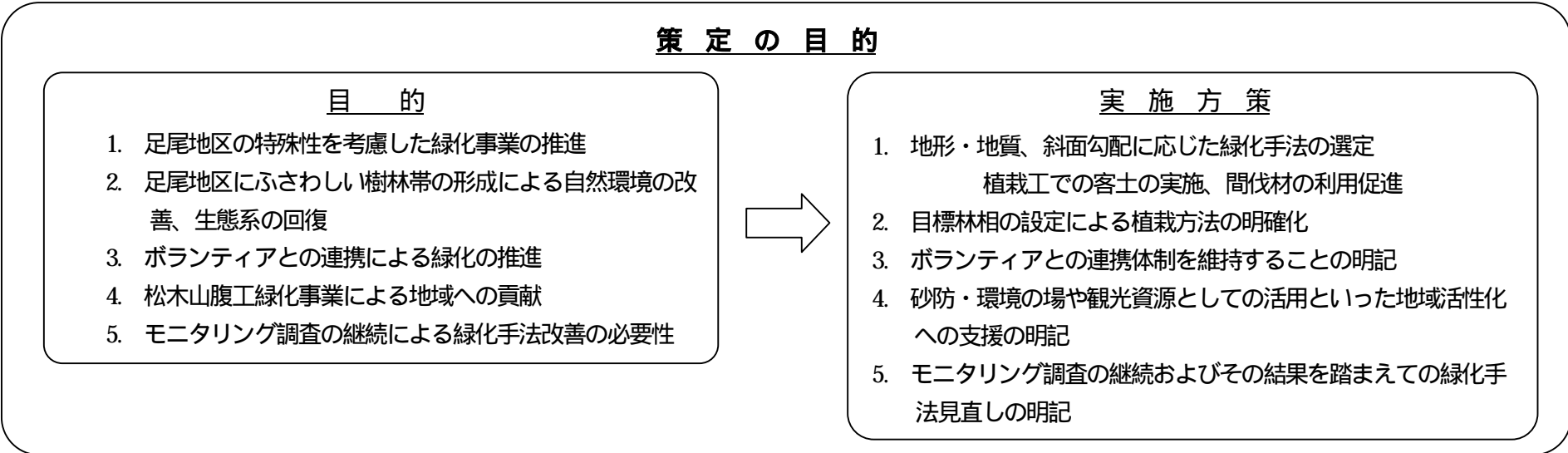
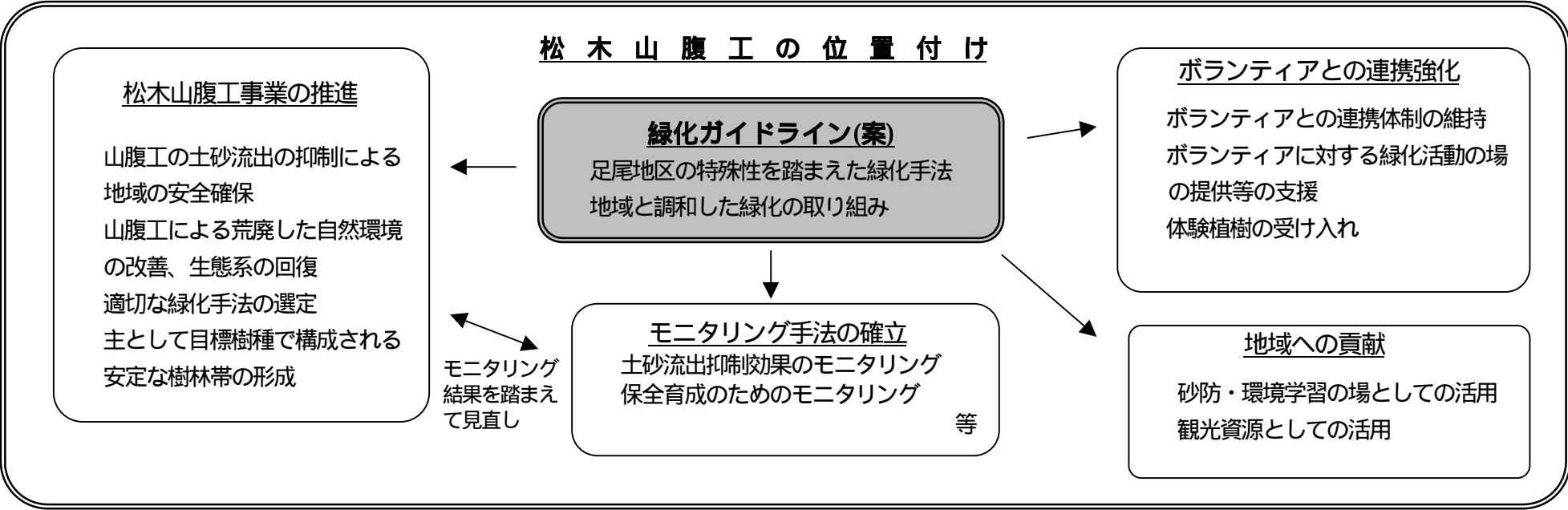
かのう

狩野

ゆたか

豊（内線361）

松木山腹工緑化ガイドライン(案)の概要



基本理念

- ・松木山腹工緑化ガイドライン（案）は、足尾砂防えん堤周辺の山腹斜面の緑化を進めることにより土砂流出を抑制し、地域の安全を確保することを主たる目的とする。
- ・緑化にあたっては、地域の活性化に役立てると共に、関係緑化事業および地域と調和を図り、足尾地区として適した樹林の形成を目指す。

緑化方針

- (1) 緑化にあたっては、溪流の土砂流出対策を行っている**足尾砂防えん堤周辺を対象区域**とし、勾配や地質条件などに応じて緑化工法の対象を設定する。
- (2) 緑化に用いる樹種は、可能な限り**足尾地区の在来種**を用いることとし、**目標林相は安定な落葉広葉樹林**とする。
- (3) 荒廃地でも生育しやすい**先駆樹種**と、足尾地区の安定な樹林を形成する**目標樹種を併用**して緑化を行い、目標樹種を主体とする樹林へと群落の交代が速やかに進むことを図る。
- (4) これまでの松木山腹工および周辺施工実績や試験施工実績をもとに適切な緑化手法を用い、今後も緑化工法のモニタリングを行い、必要に応じて工法を修正する。
- (5) 山腹工の中で安全が確保できる場所については、体験学習にも利用できる場を確保するとともに、山腹工の有無による違いを観察できる場にも利用できる場を確保する。
- (6) **松木山腹工では、ボランティアによる緑化活動の場を提供**し、行政とボランティアが協働で緑化を推進していくこととする。

計画の対象

対象斜面の特性と区分

- ・緑化にあたっては、土砂流出抑制を行う「山腹工対象斜面」と、勾配の急峻な斜面や安定した岩盤などといった「山腹工対象外斜面」とに区分する。
- ・山腹工対象斜面は勾配を考慮して、樹木植栽可能な斜面と吹付緑化を行う斜面に区分する。

育成期間

砂防事業が対象とする育成期間は、主として目標樹種で構成される安定な樹林が成立する目処が立つまでとする。

目標林相

松木山腹工として設定する目標林相は、高木層としてコナラ、ミズナラ、ミヤマザクラ、ダケカンバ、クマシデ、ミズキ等、亜高木層としてリョウブ、オオモミジ、ヤマモミジ、ウリハダカエデ等の目標樹種の落葉広葉樹を主体とした安定な樹林帯とする。但し、地形条件が厳しい場所では、樹高の低い林相を目標とする。

緑化手法

斜面区分による適切な緑化手法の選定

対象とする緑化手法

山腹基礎工（客土を含む）、山腹緑化工（山腹階段工、植栽工、実播工）、および
保全・育成

山腹基礎工

・斜面の安定を図り、山腹緑化工の基礎とすることを目的として、土留工、谷止工、
水路工を設置

・土留工の天端背後の平場は、客土を敷設し、樹木を植えるスペースとして確保

山腹緑化工

・斜面の植生の回復を図り、植生による被覆あるいは根張りの緊縛効果により斜面の
安定を図ることを目的として、柵工、実播工、植栽工を実施

・柵工の天端背後の平場は、客土を敷設し、樹木を植えるスペースとして確保
保全・育成

・保全・育成の基本方針

- 1) 斜面の安全を確保し、地域の利活用の場として保全する。
- 2) 樹林が自然に再生するように、植栽基盤を保全する。
- 3) 目標林相に応じて樹林を育成する。

・保全育成の項目

初期養生、下刈り、補植、除伐、ニホンジカ等の食害対策

モニタリング手法

緑化手法の評価および樹林の適切な保全・育成を目的としたモニタリングの継続実施

<モニタリング項目>

土砂流出抑制効果の調査

植栽地の調査

山腹基礎工の調査

ニホンジカ等の食害対策の調査

風衝対策の調査

ボランティアとの連携

連携体制

- ・国土交通省、足尾町、ボランティアとの連携・系統
- ・松木山腹工と地域との係わり
- ・国土交通省、足尾町、NPO法人、一般参加ボランティアの役割分担

植栽の受け入れ

国土交通省による、植樹可能な場所の提供と安全対策

保全・育成

ボランティア植栽地に対する、ボランティア自身による樹林管理の原則

利活用について

砂防・環境学習としての活用

荒廃からの緑の復元および自然環境の回復を物語る教材である、松木山腹
工を砂防学習・環境学習の場として積極的に利活用し、地域の発展に寄与

観光資源としての活用

緑化事業が足尾町の観光資源として位置付けられた場合、砂防事業として
対応可能な範囲で支援

今後の方針

モニタリング結果を踏まえての見直し

土砂流出抑制効果、植生の遷移状況把握、基礎工の耐久性、客土の効果、
食害対策、風衝対策等のモニタリング結果による、緑化手法の見直し

足尾町・ボランティアとの係わり

ボランティア等による緑化活動に対する、情報の共有と協力体制の維持

松木山腹工緑化計画検討委員会名簿

(順不同、敬称略)

役	職	氏名
委員長	京都府立大学名誉教授	大手 桂二
委員	群馬大学工学部教授	小葉竹 重機
委員	宇都宮大学農学部教授	谷本 丈夫
委員	群馬森林管理署大間々事務所長	齋藤 隆夫
委員	栃木県日光治山事務所長	鈴木 正計
委員	足尾町長	神山 勝次
委員	NPO 法人「足尾に緑を育てる会」会長	神山 英昭
委員	古河機械金属(株)足尾事業所長	矢尾板 勝彦
委員	足尾町林業振興会長	星野 俊夫
委員	渡良瀬川河川事務所長	白井 勝二

1. 松木山腹工緑化事業の背景

1.1.1 足尾銅山の煙害

足尾地区は、渡良瀬川の最上流域に位置し、流域内は**足尾重荒廃地**といわれているように極度に荒廃が進んでいる。荒廃の原因としては、足尾銅山製錬所の排煙中の亜硫酸ガスによる**煙害**、銅製錬に必要な薪炭や坑木獲得のための**山林の伐採**およびこれに加えて、たび重なる**山火事**の発生などで、足尾地区の山地を日本のグランドキャニオンと呼ばれるまでに荒廃させた。

。 図 1-1 に昭和 31 年の渡良瀬川上流域の**煙害被害状況**を示す。



写真 1-1 久蔵川の荒廃状況（昭和 13 年）



図 1-1 渡良瀬川上流煙害状況図¹⁾
(昭和 31 年煙害状況調査)

裸地：立木が全くなくなった状態。
激害地：各所に枯損があり、空隙を生じ始めた被害地。
中害地：葉に被害が見られて、小枝から枯れ始めている。
微害地：葉にのみ被害の兆候があらわれている。

1.1.3 足尾地区の気象

足尾地区は、太平洋側に位置し、太平洋型気候域の下にあるが内陸性気候をあらわし、しかも山岳性気候もみせることになり、高山特有の冷涼な気候になる。

局所的に地形の影響を受けて強い風に当たるところがあり、**植生の風衝害**が生じる。

1.1.4 植生の現状

(1) 植生と裸地の分布

足尾地区の植生の現状として、国土交通省渡良瀬川河川事務所が行った調査によると、露岩性裸地と土砂性裸地を合わせると、約 31%の面積比率となっている（足尾砂防えん堤周辺約 13km²の流域を対象とした、空中写真判読と現地確認による結果）。（図 1-2）

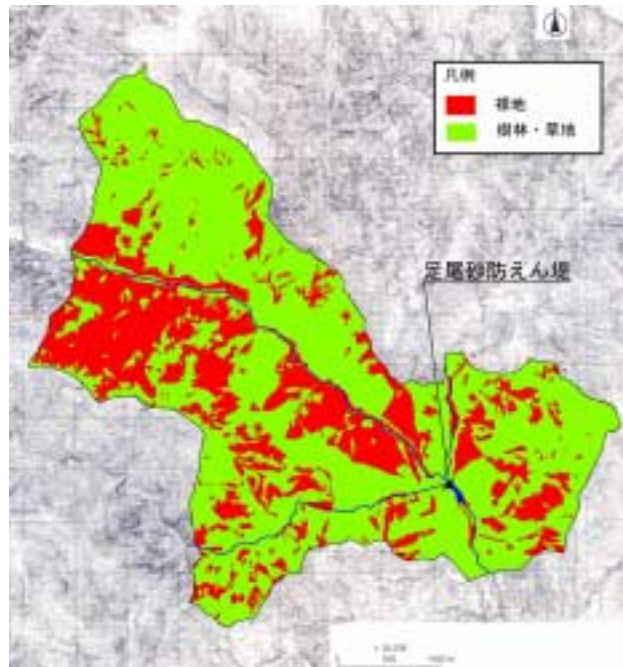


図 1-2 足尾地区の植生と裸地の分布⁸⁾
(平成 10 年 10 月調査)

(4) 直轄砂防事業が実施してきた緑化に関連した事業

直轄砂防事業が実施してきた緑化に関連した事業は、以下の通りである。

昭和 57 年度から**対象地域の調査を開始**

昭和 59 年度以降**種々の緑化試験を実施し、結果のモニタリングを開始**

昭和 63 年度に上戸四郎街道沢で**山腹工を開始**

平成 2 年度に大畑沢緑の砂防ゾーンで**山腹工を開始**

平成 9 年度以降には足尾砂防えん堤上流側の松木川左岸にスーパーキャリアシステムによる**山腹工施工の開始**

1.2.1 山腹工の効果

松木川流域は荒廃が著しく、古くから緑化が進められていて最重点箇所となっており、荒廃した斜面からの土砂の流出を防ぎ、失われた緑を復元するべく山腹工事業を実施している。

また最近では、民間団体による足尾の山に緑をとりもどす活動も活発化している。このような山腹緑化の効果としては、つぎのような項目が挙げられる。

- ・ 土砂流出の抑制
（表面浸食からの保護）
- ・ 環境改善
（日射や風を遮る効果）
- ・ 生態系の回復
（鳥・昆虫・小動物の生息場所）
- ・ 地域活性化
（緑化活動の場の提供）

1.3 現地の緑化条件

1.3.1 足尾地区の斜面の特徴

森林土壌の多くは荒廃によって流出し、わずかに残った表土や斜面上の岩石は煙害の影響で強酸性土壌となっており、植物の生育には適していない環境となっている。

したがって、現地の土壌条件のままでは緑化工を行っても早期の樹林回復は望めない。

足尾地区は積雪量が日光より少なく、ニホンジカの越冬地として知られており、植生が食害を受けやすい条件である。

1.4 学習の場

足尾地区は、「人間による自然破壊」、「森林が消えることによって生じた下流の災害」、「失われた自然環境を回復するための苦労や緑化事業の大切さ」、といった様々な題材について学ぶことができ、これらは松木山腹工での体験植樹を通して、より深く人々の心に印象づけることができる。このような貴重な場所として近年周知されてきており、小中学生を中心に**体験植樹の参加者は増えている**（図 1-4）。

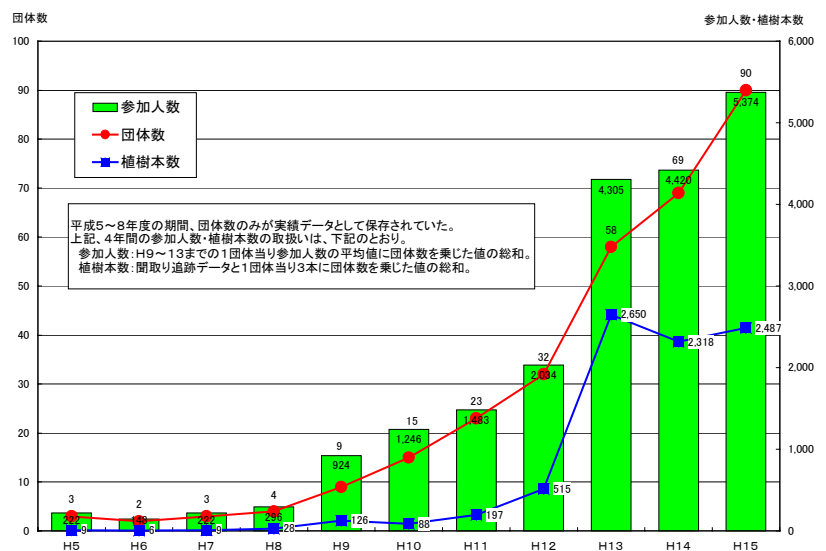


図 1-4 大畑沢で実施した体験植樹の推移⁹⁾

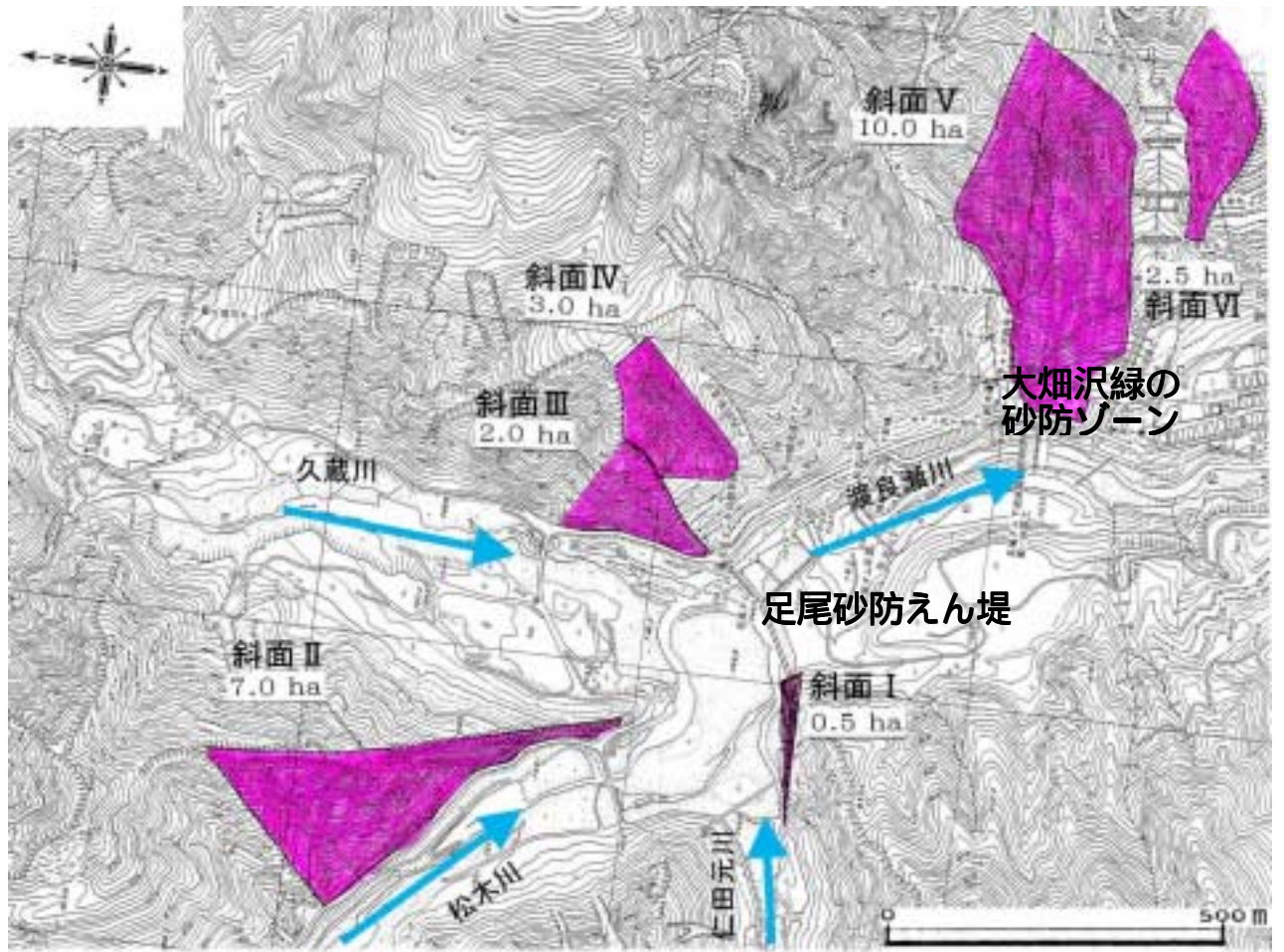


図2-1 松木山腹工対象斜面 ～ (S = 1 : 11200)

■ 植栽配置

遷移後に高木種の次世代種が残って林冠を構成するようになった場合に、階段状になった木柵工の段毎に高木種次世代種が互い違いになるように配置すると、樹林帯全体が一様に覆われるようになる可能性が高いと考えられる。（図 16-3）

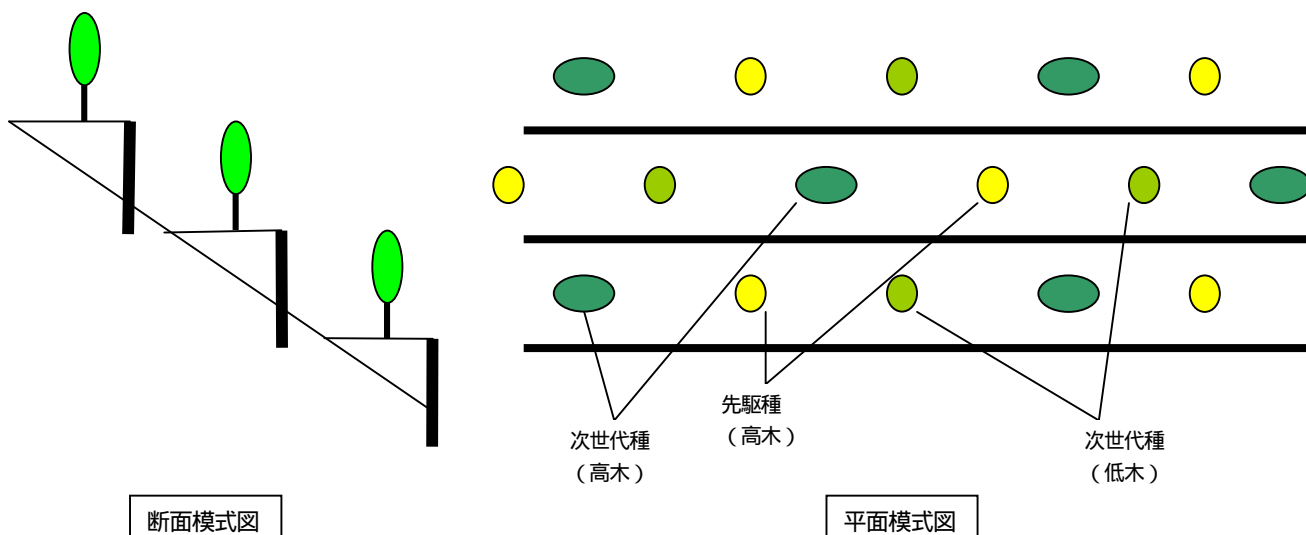


図 16-3 次世代種の高木が残ったときに林冠が均一となる植栽配列（案）

【在来種】

本ガイドラインにおける「在来種」とは、足尾地区で自然に現存している種という意味であり、元々存在していなかったが緑化事業によって導入された「外来種」に対する言葉として用いている。したがって、同じ種でも地域的な遺伝子の違いにまで限定するわけではない。近年、生物多様性条約が制定され、移入種を防いで在来種を守ることなど、意図的な導入に対する配慮の必要性が叫ばれている。

足尾地区においても緑化導入種についてはそのような配慮が望まれるが、現地での種苗の生産の問題など、現状では直ちに対処できるような状態ではない。しかしながら、そうした体制を確立するまで緑化事業を引き延ばすこともできないため、なるべく足尾地区およびその近傍で一般的に入手できる種苗を用いて事業を進めていくこととする。

【先駆樹種】

崩壊地などで遷移の初期に、進入して群落をつくる植物群。一般に陽性植物であり、極端な乾燥や貧栄養的条件にも耐えられるものが多い。樹木としては、カバノキ類、ハンノキ類、カラマツ等が代表的である。

【目標樹種】

先駆樹種と同時に導入する樹種に対応する用語として、本ガイドライン（案）では「目標樹種」を用いる。これは、先駆樹種による樹林ができた後に、暗くなった林床でも生育することができ、先駆樹種と置き換わって樹林を形成する種である。先駆樹種に比べて長期間安定した林相を形成し、枯れる木があっても自然の治癒力で更新する動的平衡状態が得られやすい。この林相は、遷移系列上、さらに遷移が進むと気候的に固有な樹林（極相林）となると考えられる。

3.2.1 植栽地の調査

松木山腹工緑化ガイドライン（案）では、砂防事業による植栽においては、先駆樹種と目標樹種を同時に植栽すること、またボランティア植栽においては、樹種や密度が多様になることなど、植栽方法がさまざまであることから、目標林相形成のため植栽地のモニタリングを行いつつ、保全・育成を実施する。



写真 3-3 植栽後 1 年半（平成 14 年 4 月植樹）
草本類の勢いの方が強い



写真 3-4 植栽後 3 年半（平成 12 年 4 月植樹）樹木
が草本類を追い越し始めた



写真 3-5 植栽後 5 年半（平成 10 年 4 月植樹）
人の背丈より高い（2.5～3.5m）低木林相が形成されている

民間資金誘導の新たな仕組み

＝まち再生まごど支援事業(仮称)の創設＝

民間都市開発推進機構を活用した支援

まちづくり交付金と連携して行われる民間事業への支援

まちづくり交付金事業と連携して民間が行う「都市・生活インフラ(都市生活を支える公共公益施設等)」の整備に対して支援を行う。

『仮死状態』の遊休地、空きビル等の再生支援

遊休地を活用した民間事業の立ち上げや、空きビル等のリニューアル・コバージョンによる既存ストックの再生等のプロジェクトに対して支援を行う。

住民参加型まちづくりファンドへの支援

地域の資金を地縁により調達し、町家再生・観光振興等のまちづくりへ誘導するための新たな住民参加型ファンドへの支援を行う。

遊休地活用支援

駅前にある自治体所有の
遊休地を活用した
民間都市開発事業立上げ支援



地方と民間のパートナーシップによる
まちづくりを資金面から後方支援

ストック再生支援

テナント撤退した空ビルの高齢者
福祉施設等へのコバージョン支援
商店街における複数店舗の
リニューアル支援

住民参加型まちづくりファンド支援

町家再生、観光振興等の
住民参加型まちづくり支援

都市・生活インフラ整備支援

まちづくり会社による商店街のファサード整備支援・
ポケットパーク整備支援

